

寺院のための手引書

曹洞宗宗務庁

<https://www.sotozen-net.or.jp>

● はじめに

- 3 目次 -CONTENTS-
- 4 宗教法人「曹洞宗」
- 5 申請のながれ
- 6 「曹洞禅ネット」寺院専用サイト

● ひと（僧侶・寺族）

- 8 僧侶の歩み
- 10 得度
- 11 立身
- 12 伝法
- 13 転衣・瑞世
- 14 結制安居
- 16 僧籍
- 17 死亡
- 18 教師
- 22 服制
- 24 寺族
- 25 寺族登録（寺族安名親授）
- 26 寺族登録替・除籍・死亡
- 27 寺族通信教育
- 28 准教師
- 29 寺族代表・特定代務者
- 30 寺族年金

● てら（寺院）

- 31 宗教法人と寺院
- 32 住職・兼務住職
- 35 後任候補者・副住職
- 36 責任役員・干与者
- 39 宗費
- 40 財産処分等
- 42 僧侶共済
- 44 僧侶年金
- 45 災害見舞
- 46 建物共済

● 伝える（教化）

- 48 布教・教化
- 56 梅花流詠讃歌
- 58 人権教育啓発
- 60 出版・頒布
- 64 総合研究センター

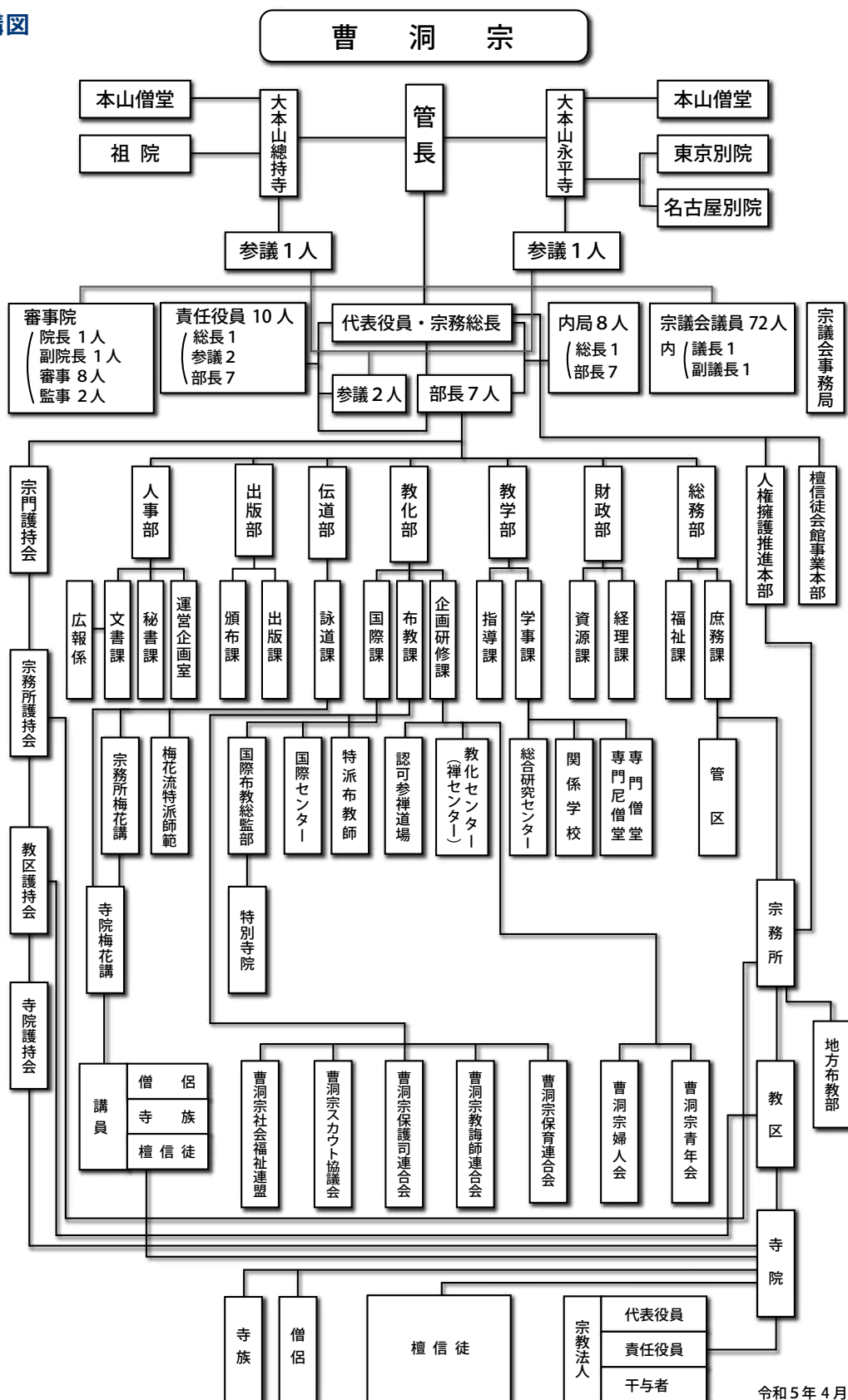
● 紹介

- 66 INDEXーインデックス
- 71 僧堂・関連学校一覧

教団の運営については、曹洞宗管長のもとに宗務および事務が庁議（責任役員会）の決定に基づいて公正に執行されます。

そして、秩序の厳正を保持するため、内局（宗務執行機関）、宗議会（議決機関）、審事院（監正機関）の3つの機関が置かれ、それぞれ宗制に従って運営されています。

▶ 機構図



令和 5 年 4 月 1 日 現在

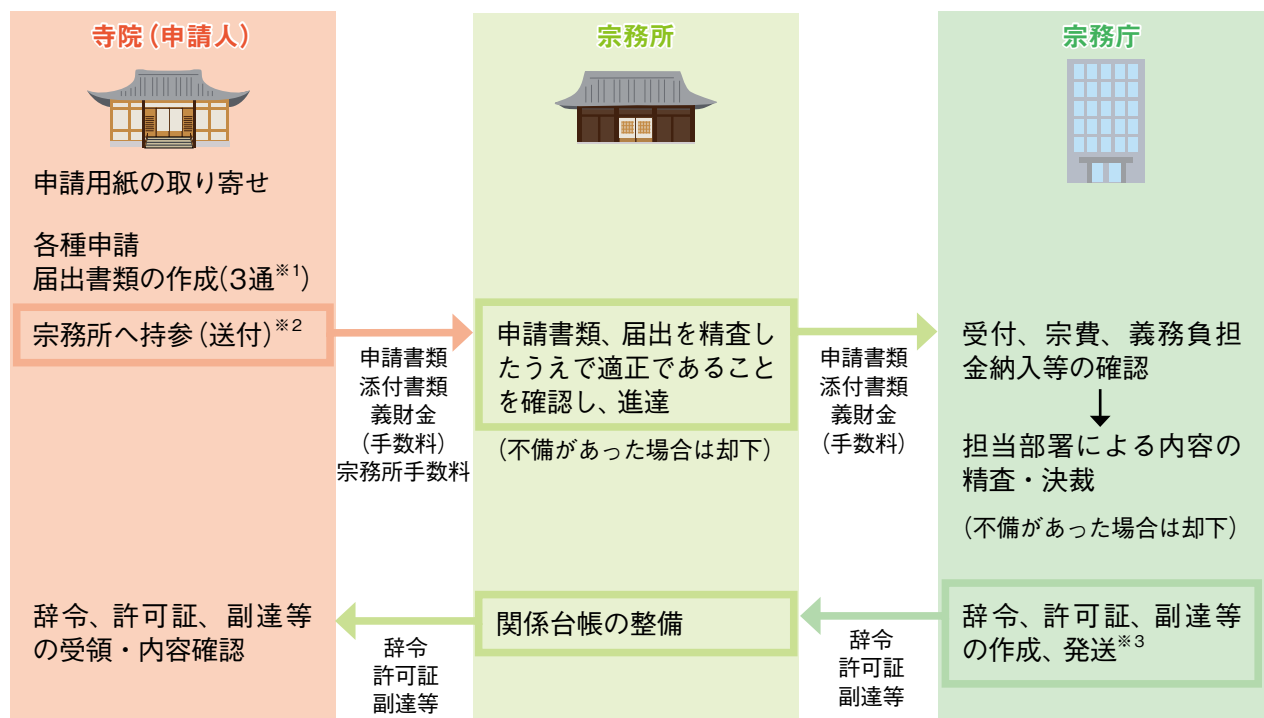
▶ 事務処理について

曹洞宗の事務やその他の宗務については、原則として曹洞宗宗務庁で行われます。また、宗務庁へ提出する書類は、ほとんどの場合、宗務所を経由することとなります。

曹洞宗宗務庁・・・寺院を包括する宗教法人「曹洞宗」の事務所です。宗務庁には宗務執行機関として内局があり、内局は宗務総長および各部長をもって組織されています。

宗務所・・・宗務を適正かつ円滑に処理するための事務所で、全国 66か所にあります。

▶ 書類のながれ



※1. 申請書類1部は申請人控え、1部は宗務所控え。

※2. 寺院(申請人)から直接宗務庁へ送付する書類もあります。(教化資料交付申請、ポータルサイト曹洞禅ナビ利用申込等)

※3. 宗務庁から直接寺院(申請人)へ届くものもあります。(伝法用品、給付金等)

添付書類に住民票の写しなどが必要となるものがありますが、「マイナンバー」の記載がある住民票は進達しないでください。また、個人番号通知カードやその写し、個人番号カードの裏面の写しは添付書類として使用しないでください。

▶ 申請書類の取り寄せ方法



曹洞宗公式サイト「曹洞禅ネット」寺院専用サイトにログイン後、「申請書類ダウンロード」よりダウンロードすることができます。寺院専用サイトは僧侶、寺族として登録された方が利用できる会員サイトです。初めての方は、新規登録をしてください。



各宗務所へご連絡ください。

曹洞宗公式サイト「曹洞禅ネット」

<https://www.sotozen-net.or.jp/>



曹洞宗公式サイト「曹洞禅ネット」寺院専用サイトでは、ご寺院に有用な情報を紹介しています。ご寺院の運営、布教教化などにご活用ください。

「曹洞禅ネット」寺院専用サイト ログイン画面

初めて寺院専用サイトをご利用の方は、①「新規登録へ」をクリックして、必要事項を入力してください。

登録完了後は、②「メールアドレス」(ID)と任意の「パスワード」によりログインしてください。

曹洞宗公式サイト「曹洞禅ネット」寺院専用サイト
→ <https://jiin.sotozen-net.or.jp/>



① 曹洞宗報

約2年分の『曹洞宗報』と『てらスクール』がe-bookでご覧いただけます。

② 曹洞宗宗制

最新の『曹洞宗宗制』がe-bookでご覧いただけます。

③ 僧侶の窓

「僧侶としての学び」や「宗教法人の役割・運営」など僧侶に関する様々な情報を提供しています。

④ 寺族の窓

寺族にかかわる申請や、Q&Aなど寺族に関する様々な情報を提供しています。また、「寺族の相談窓口」では疑問点、お悩みなどのご相談を承ります。

⑤ フリー画像素材検索サイト

web申請により、寺報などで使用できる画像素材を無料で利用できます。

⑥ 申請書類ダウンロード

宗務庁に提出する各種申請用紙、届出用紙をPDF形式や直接入力できるWORD形式でダウンロードできます。

⑦ 現職・寺族研修テキスト

最新の『テキスト』がe-bookでご覧いただけます。

⑧ 文例ダウンロード

曹洞宗宗務庁で販売している『両山紋入り表彰状』専用のテンプレートがダウンロードできます。表彰状本紙は曹洞宗ブックセンターで取り扱っています。

⑨ 寺院イベント申請フォーム

web申請により、寺院や宗務所、宗門関係団体が主催するイベント情報を曹洞宗公式サイト「曹洞禅ネット」トップページにて掲載しています。イベントの集客などにご利用ください。

葬儀・法要執行に関してのお願い(菩提寺について)

近年、インターネットを利用した定額での僧侶派遣や、葬儀社から直接僧侶を紹介するサービスが行われ、派遣された僧侶が菩提寺の有無を確認せず葬儀や法要を執行したことを原因とする係争が発生しています。

曹洞宗懲戒規程第12条第1号「正当な理由がないのに、他の檀徒に対し引導師若しくは焼香師となり、又は戒名その他の諡号を授与した者」は、「1年以下の分限停止又1年以下の謹慎に処する」と規定されています。

他寺院の檀信徒の葬儀や年回法要を菩提寺の住職（兼務住職等）の許可なく勝手に執行することは、上の曹洞宗懲戒規程に抵触する行為ですのでご注意ください。

また檀信徒の方がたに対して「菩提寺」の存在と役割をあらためて教導されますようお願いいたします。

宗門では次のような修行の段階と儀式があります。得度、立身、伝法、転衣・瑞世、結制安居（建法幢）の五つです。

宗制において「僧侶とは、得度を受けて僧籍に編入された者」をいい、「教師とは、僧侶で一定の資格を具備する者」をいいます。

誕生

とくと
得度じょうざ
上座

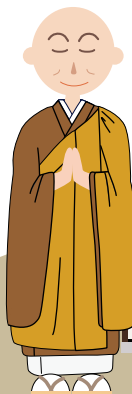
10歳以上

正式に曹洞宗僧侶の仲間入りをするためには、得度式のあと、申請をしなければなりません



35頁参照

副住職任命



32頁参照

住職任命



18頁参照

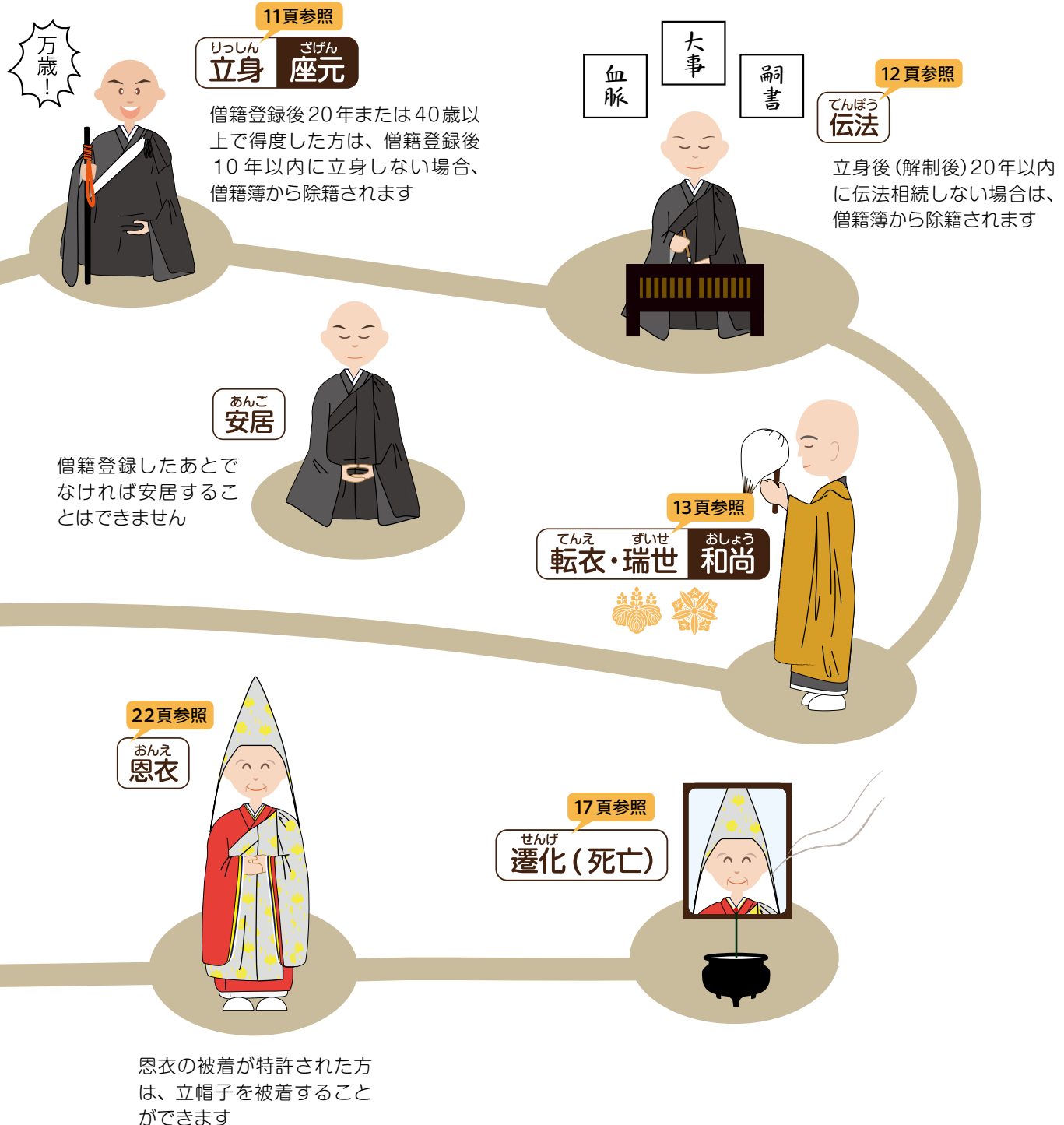
きょうしほにん
教師補任

14頁参照

けっせいあんご
結制安居だいおしょう
大和尚

「僧侶」に上座、座元、和尚、大和尚という「法階」を設けています。

「教師」は検定または選考によって補任されるもので、「教師」の「僧階」には大教正、権大教正、大教師、権大教師、正教師、1等教師、2等教師、3等教師、これら教師とは別に教師補として、1等教師補、2等教師補があります。（「教師」については18頁を参照してください）

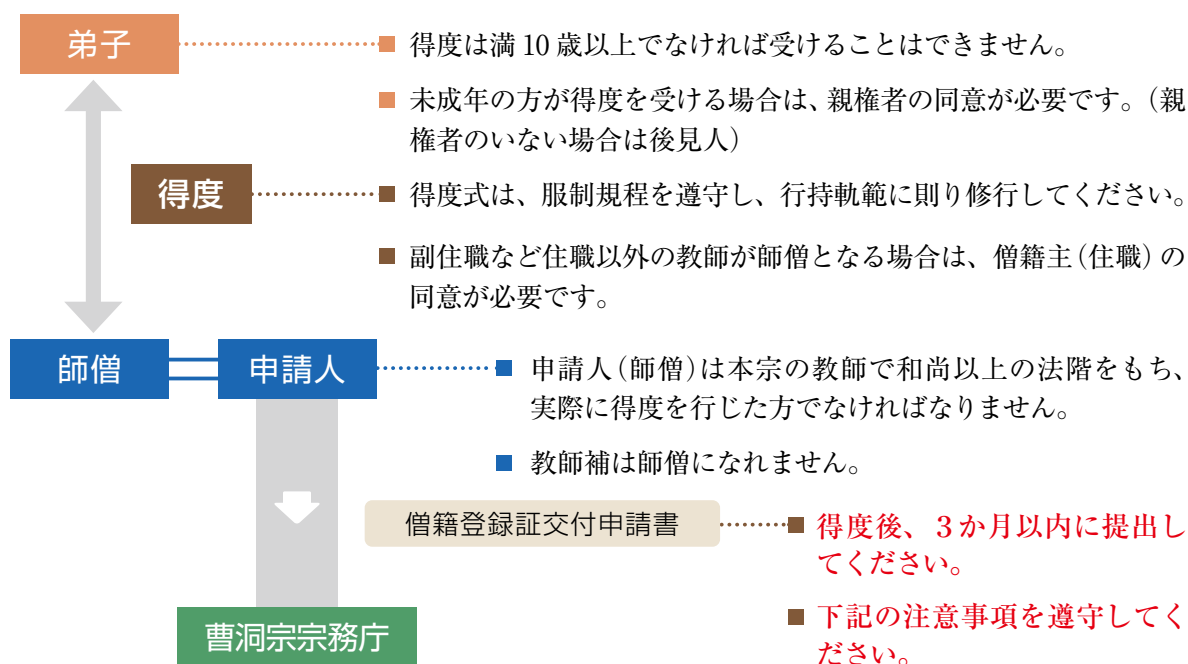


得度とは、師僧について髪を剃り、袈裟(三衣)、坐具、直掬(ころも)、応量器をいただき、さらに大乘の戒法を受けて誓願し、僧名と血脈をいただくことで、僧侶の仲間入りをする事です。戒法には、三帰戒、三聚浄戒、十重禁戒の十六条戒があり、この戒法を受けることを受戒といいます。得度後、申請をすることにより、正式に曹洞宗の僧侶として僧籍簿に登録され、「上座」の法階が得られます。

【申請書類】

僧籍登録証交付申請書

【申請について】



申請時の注意事項

- ・僧名は漢字 2 字で申請してください。「号」は記入しないでください。
- ・得度者の住民票または氏名・生年月日・現住所記載の公的証明書の写しを添付してください。得度者が未成年の場合は、得度者と親権者の続柄が確認できるものを必ず添付してください。なお、得度者が未成年の場合は、健康保険証や運転免許証の両面の写しでもかまいません。“記入の無い裏面”であっても、必ずコピーを取って添付してください。
- ・得度式におけるカラー写真(師僧と得度者の顔が写っているもの)を 3 枚程度添付してください。マスクを着用して得度式を行じた場合は、師僧と得度者それぞれのマスクをつけていない顔写真をさらに添付してください。
- ・得度者が外国籍の場合は、姓と名が明確にわかるように記載してください。

【改名添書】

- ・得度者が改名しようとする場合は、「**改名添書交付申請書**」を提出してください。
- ・改名添書交付と同時に「**改名(姓)届**」用紙を送付しますので、家庭裁判所等の許可を得た後、市区町村長に所要の届出を行い、戸籍抄本等を添えて提出してください。

法幢師（結制寺院住職）と助化師（西堂・白槌師）を中心に、3か月（九旬）の修行をすることを「結制安居」といい、集まった大勢の修行僧たちのリーダーとなる、首座という職を定めます。

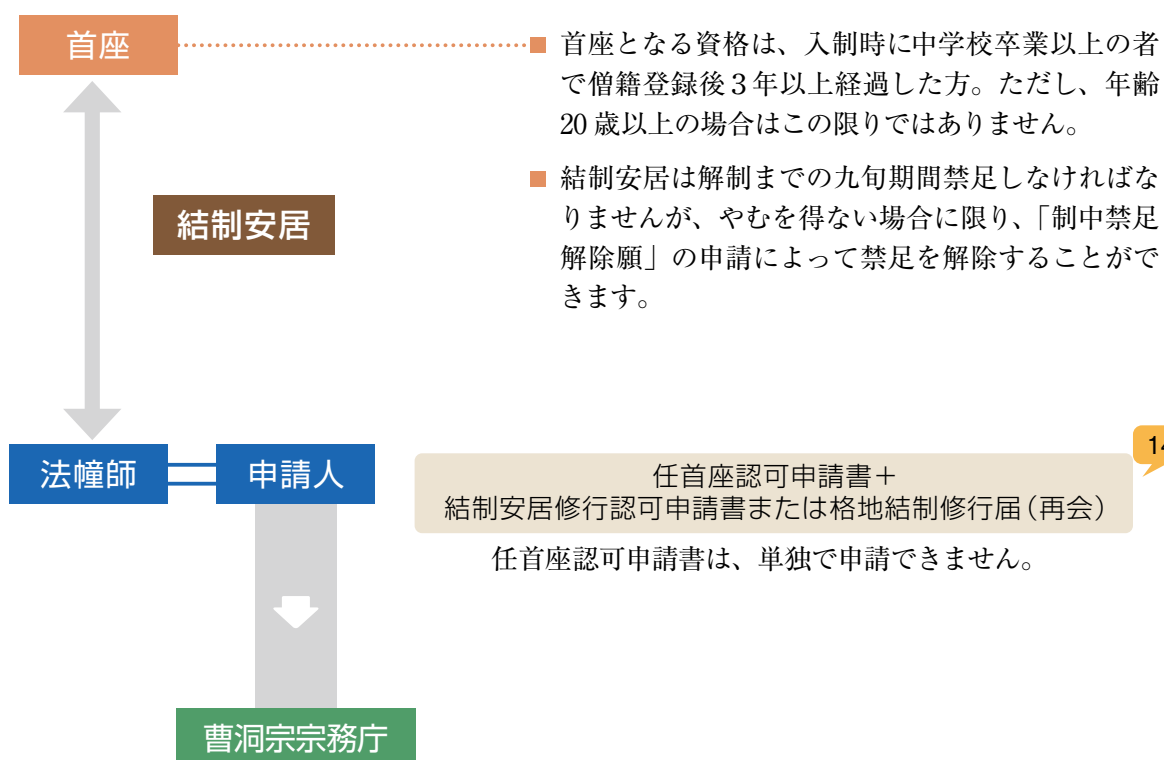
この期間中、首座は法戦式という儀式で、仏法についての問答を通し、その力量を披露します。

こうした首座の務めを担うことを立身と称し、結制安居を了じたのち、解制届の提出を経て、「座元」の法階が得られます。

【申請書類】

任首座認可申請書

【申請について】



【ご注意】

僧籍登録後20年を過ぎても立身しないとき、あるいは年齢40歳以上で僧籍登録した方が、登録後10年を過ぎても立身しないときは、僧籍簿から除籍されますのでご注意ください。

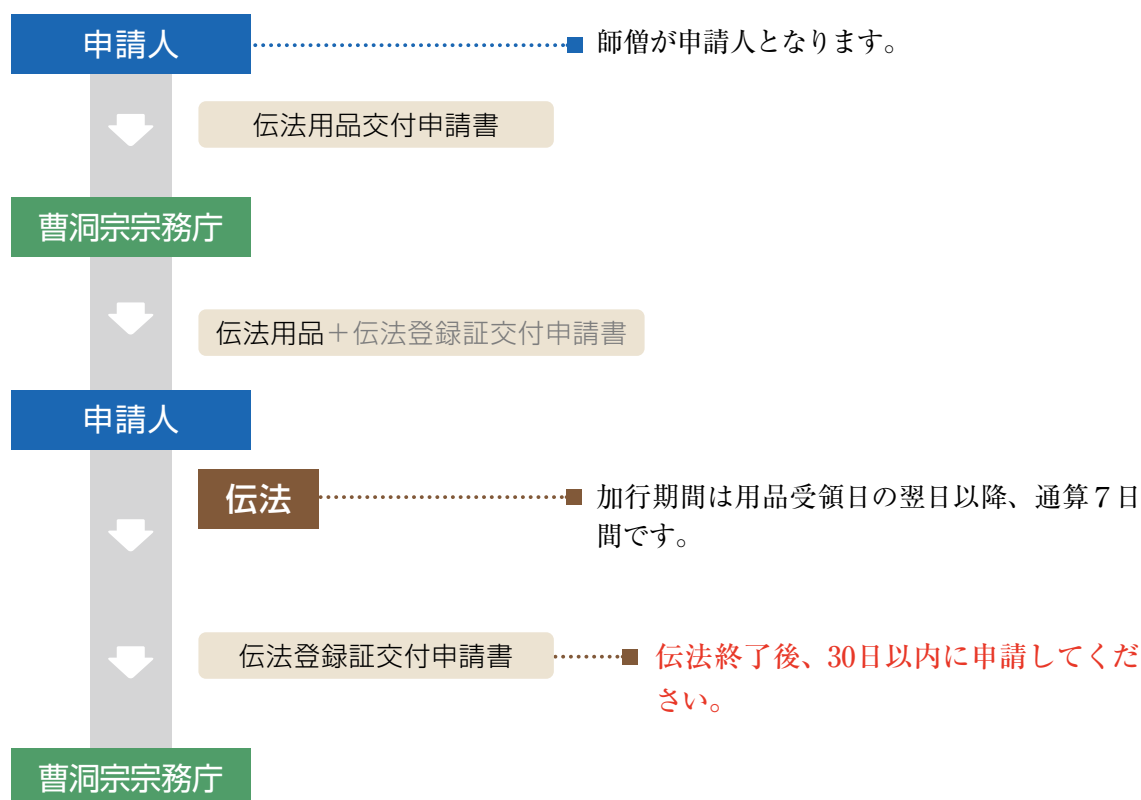
※この年限は、得度日を起点とするのではなく、僧籍登録時に発行された「僧籍登録証」に記載の僧籍登録日を起点とします。

伝法は7日間の加行中、朝夕にお釈迦さまと歴代祖師を礼拝し、絹の帛地に、血脈、大事、嗣書の三物を、師僧の三物によって書写します。そして、室中で伝戒の儀式と、伝法の儀式を行います。

【申請書類】

伝法用品交付申請書、伝法登録証交付申請書

【申請について】



【その他】

- ・ 伝法用品交付後1年以内に伝法を了じない方、または汚損・消失した場合などは、理由書を添付して、再度「伝法用品交付申請書」を提出してください。
- ・ 伝法用品の再交付を求める場合には伝法用品代が必要となります。

【師資面授伝法登録証】

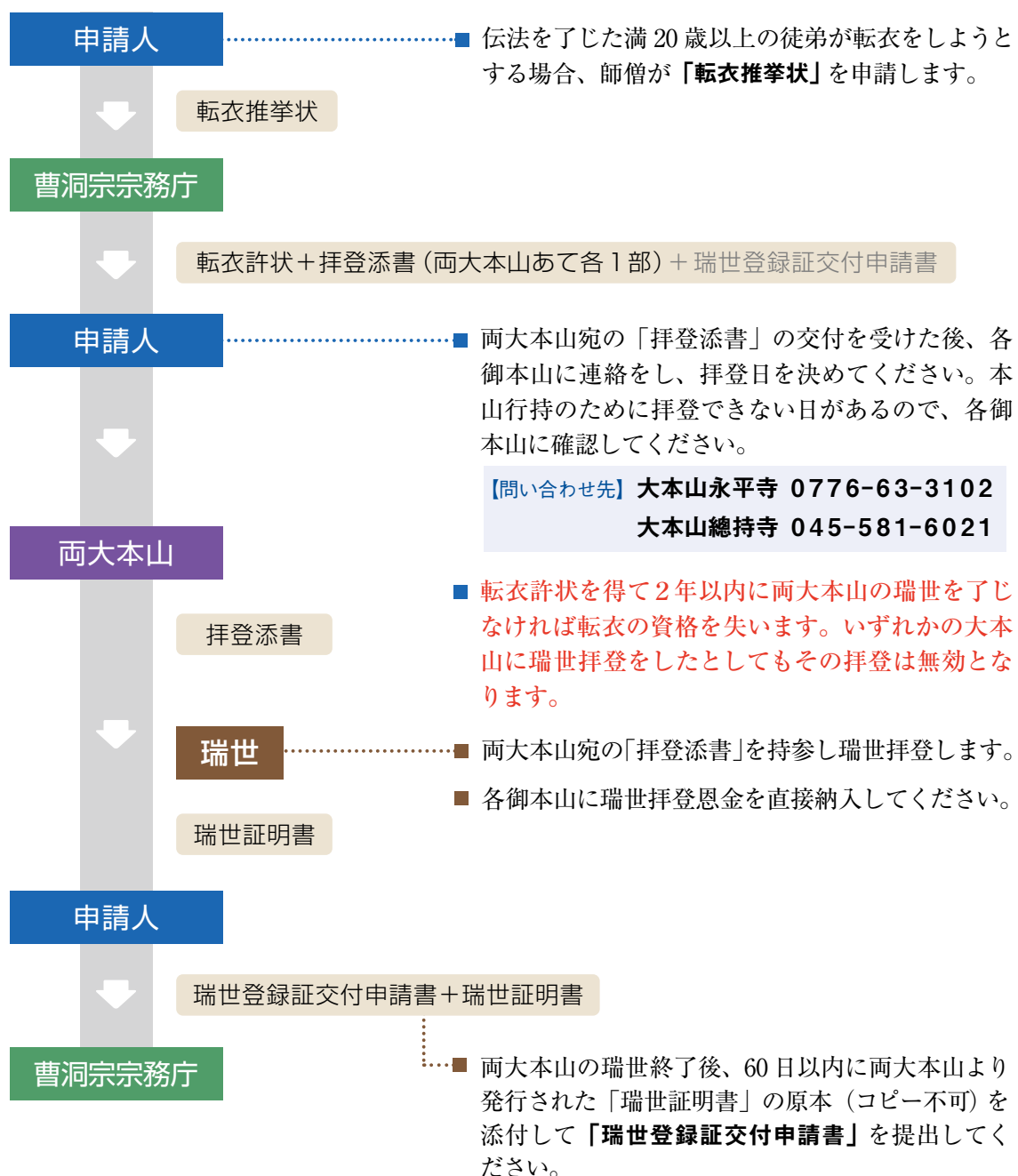
師僧が危篤の場合に限り、師資面授の拝をもって伝法を了じたものとみなすことができます。その時は、当該寺院の教師たる責任役員である法類または法友総代が立ち会わなければなりません。「師資面授伝法登録証交付申請書」には、必ず師僧が危篤状態であることを証明する医師の診断書を添付してください。伝法用品代が必要となります。

伝法をすませ、^{てんえ}転衣の許状を受けて兩大本山にのぼり、高祖道元禪師、太祖瑩山禪師を礼拝し、瑞世諷經の導師を務めます。これを瑞世^{ずいせ}といい、瑞世を了じ、申請により瑞世登録された方の法階は「和尚^{おしょう}」となります。瑞世登録後、色のついた袈裟をつけることが許されます。

【申請書類】

転衣推挙状または転衣志願書（師僧死亡時）、瑞世登録証交付申請書

【申請について】



住職は、結制安居（安居の制を結ぶ）を行うことができます。首座を立て、集まった僧侶とともに仏の教えが正しく身につくために、3か月の修行をします。修行中、説法をしているしるしの幢^{はた}を建てることから「建法幢^{けんぽうどう}」ともいわれています。これを了じ、解制届を提出することにより「大和尚^{だいおしょう}」の法階となります。

※初会結製の法幢師は、結制の入制日から緋衣と斑色袈裟(22,23頁参照)を被着することができます。

※3等教師、1等教師補、2等教師補である住職は、結制安居の法幢師にはなれません。

【申請書類】

結制安居修行認可申請書または格地結制修行届（再会）、任首座認可申請書、解制届

※「晋山式のみ」修行する場合は、申請や届出の必要はありません。

【結制安居の種類並びにその期間（3か月間）】

夏安居	前安居	4月15日入制	7月15日解制
	中安居	5月15日入制	8月15日解制
	後安居	6月15日入制	9月15日解制
冬安居	前安居	10月15日入制	1月15日解制
	中安居	11月15日入制	2月15日解制
	後安居	12月15日入制	3月15日解制

注意事項

3月16日から4月14日、9月16日から10月14日は、結制安居の法要を修行できません。（違反の法要に該当します）

【緋衣】

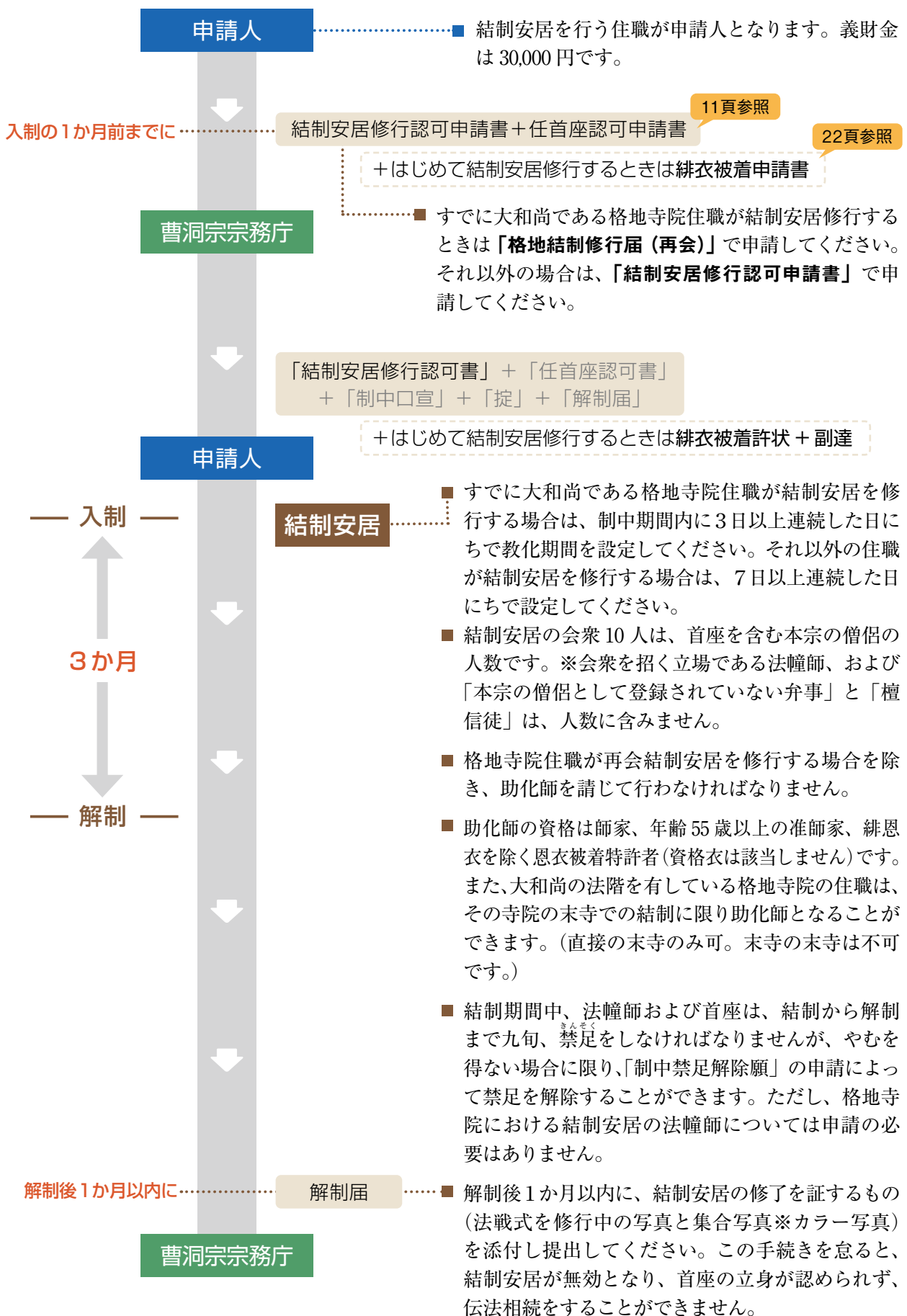
法幢師にとってはじめての結制安居を修行しようとするときは、「緋衣被着申請書」を附帯して申請してください。22頁を参照してください。

※解制届を提出しなかったとき、また届出が受理されない場合は、その被着許可は無効となります。

【准建法幢】

- ・大和尚の法階を有しない方が、格地寺院の住職または副住職の任命を受けようとするときは、「住職任命申請書」または「副住職任命申請書」に、「准建法幢許状交付申請書」を附帯して提出してください。
- ・准建法幢の許状を受けた方は、住職就任後3年以内に助化師を請じて結制安居を修行しなければなりません。なお、3年以内に修行しなければ、准建法幢は無効となります。

【申請について】



「僧籍登録証交付申請書」受理後、僧籍が登録され曹洞宗の僧侶となります。(得度式を修行しただけでは、曹洞宗の僧侶ではありません)

僧籍は、僧侶一人ひとりにある戸籍のようなもので、その所在は本務住職の場合は当該寺院、兼務住職の場合は本務の寺院、徒弟は師僧所在の寺院などと定められています。申請書類を提出する際、あるいは宗費を納入する際はこの僧籍を基準として行われます。

なお、事情により僧籍を移動する場合は、師僧替や僧籍移動などの手続きが必要になります。

【申請書類】

師僧替申請書、僧籍移動申請書、僧籍除籍申請書、僧籍復帰申請書

【申請について】

師僧替(伝法を了じていない方)

「師僧替申請書」により新師僧が申請人となり、その理由を明記し旧師僧および新旧僧籍主の同意を得て新師僧の僧籍所在の宗務所から申請してください。ただし、旧師僧のいない場合は法類、法類のいない場合は当該寺院の僧籍主の同意を必要とします。

移動

師僧が死亡した場合は、師僧替の手続きをとってください。手続きをしないときは当該寺院の同籍者となります。

僧籍移動(伝法を了じた方)

「僧籍移動申請書」により本人が申請人となり、その理由を明記して申請人欄に旧僧籍地を記入し、新旧僧籍主の同意を得て新僧籍主所在の宗務所から申請してください。僧籍移動本人の印鑑証明書を添付してください。

僧籍除籍

僧籍除籍は次の場合に行われます。

除籍

(ア) 失踪の宣告を受けたとき。

(イ) 警察署に行方不明の届出が受理されている場合において、行方不明となった日から7年以上経過しているとき。

(ウ) 帰俗の目的で自らの意思により寺院を去ったとき。

※ア、イ、ウの申請人(師僧、僧籍主、法類、その他本人の関係者)は、理由を付し「僧籍除籍申請書」により届け出してください。

※ウの場合は厳正を期するため、被除籍者の印鑑証明書を添付してください。

(エ) 僧籍登録後20年を経過しても立身しないとき。

(オ) 僧籍登録時に満40歳以上であった方が、登録後10年を経過しても立身しないとき。

(カ) 立身後20年を経過しても伝法相続をしないとき。

(キ) 寺族簿に登録されたとき。

(ク) 年齢100歳以上の僧侶であって、行方不明と認められるとき。

僧籍復帰

復帰

僧籍復帰は、前項エ、オの場合は「僧籍復帰申請書」に立身(結制時の任首座)を附帯して申請してください。前項カの場合は「伝法用品交付申請書」を附帯して申請してください。ただし、師僧死亡の場合は、「師僧替申請書」も必要となります。

僧侶が死亡した場合は、死亡届を提出しなければなりません。また、住職の場合には、後任の選定、僧侶共済による給付金の申請、受給資格があれば寺族年金の申請など、様々な手続きが必要となります。また、死亡届が提出されない場合、当該寺院の僧籍に現在も在籍する者として、教師賦課金等の通知が従前どおり送付されることとなります。

【申請書類】

死亡届

【申請について】

「**死亡届**」は、住職が死亡した場合は教師たる責任役員、その他の場合は住職が申請人となり、死亡を証明する証書を添付して申請してください。

【その他】

法階追贈

生前中の功績が顕著であったときは、その僧籍主（僧籍主がいないときは責任役員もしくは干与者または法類代表）が申請人となり、「**法階追贈申請書**」により法階追贈を行うことができます。

僧侶共済

住職、副住職または前住職が死亡した場合、死亡届の提出とあわせて「**団体給付金給付申請書**」または「**特別弔慰金給付申請書**」を提出してください。詳しくは 42 頁を参照してください。

寺族年金

死亡した住職あるいは前住職の配偶者が、65 歳以上の准教師であった場合、寺族年金の受給資格が生じ、申請により寺族年金の受給を受けることができます。30 頁を参照してください。

住職任命

現職の住職が死亡した場合は、速やかに後任の住職を選定し、住職任命の手続きを取らなければなりません。32 頁を参照してください。

梅花講長登録替え

梅花講長であった場合、「**講長登録替任命申請書**」を提出してください。56 頁を参照してください。

「教師」とは「僧侶」で一定の資格を備えた方をいいます。

「教師」の「僧階」には大教正、権大教正、大教師、権大教師、正教師、1等教師、2等教師、3等教師（現在は、補任していません）があり、検定または選考によって補任されます。補任には、初めて教師資格を補任される基礎補任、賞典や経歴審査により僧階が上がる昇等補任があります。

基礎補任・・・無試験による教師補任

● 教師資格の取得条件

最終学歴		僧階	正教師	1等教師	2等教師
中学	中学校卒業		10年以上安居	6年以上安居	3年以上安居
	高等学校卒業		7年以上安居	4年以上安居	2年以上安居
高等学校	高等学校仏教専修科修了		6年以上安居	3年以上安居	6か月以上安居
	短期大学卒業、またはこれと同等以上の資格		6年以上安居	3年以上安居	1年以上安居
短期大学	旧駒澤短期大学仏教科、旧愛知学院短期大学人間文化学科を卒業、またはこれと同等以上の資格		4年以上安居	2年以上安居	6か月以上安居
	旧駒澤短期大学仏教科、旧愛知学院短期大学人間文化学科を卒業、またはこれと同等以上の資格		4年以上安居	2年以上安居	6か月以上安居
大学	大学卒業		4年6か月以上安居	2年6か月以上安居	・6か月以上安居 または ・在学中および卒業後2年以内に特殊安居を6回（大学院に進学した場合は、大学院在学中および修了後2年以内に了じた特殊安居と合算可）
	大学仏教専修科修了		4年以上安居	2年以上安居	・6か月以上安居 または ・在学中に特殊安居を3回
	駒澤大学仏教学部、愛知学院大学文学部宗教文化学科卒業		3年以上安居	1年6か月以上安居	・6か月以上安居 または ・在学中に特殊安居を2回
大学院	大学院修了		4年6か月以上安居	2年6か月以上安居	・6か月以上安居 または ・在学中および卒業後2年以内に特殊安居を6回（大学在学中および卒業後2年以内に了じた特殊安居と合算可）
	駒澤大学大学院仏教学専攻修士課程、愛知学院大学大学院文学研究科宗教学仏教学専攻修士課程修了		2年以上安居	1年以上安居	・6か月以上安居 または ・在学中に特殊安居を2回
	駒澤大学大学院仏教学専攻博士課程、愛知学院大学大学院文学研究科宗教学仏教学専攻博士課程修了		6か月以上安居	6か月以上安居	・6か月以上安居 または ・在学中に特殊安居を2回

※上記でいう「特殊安居」とは、曹洞宗教育規程第41条第1項（年に2回開催する「1か月」と「15日」のもの）に規定する特殊安居に限る。同第3項に規定する特殊安居の修了履歴は、「何か月以上安居」等の区分で採用する。

最終学歴とその経歴に基づく必要な安居期間による教師補任のほか、学校在学中の在寮状況や検定により2等教師の補任が可能です。ただし在寮期間と安居期間で「通算の安居期間」とすることはできません。

なお、正教師および1等教師の補任をしようとするときは、これら経歴は採用しませんので、前頁の表をご確認ください。

採用する経歴	正教師	1等教師	2等教師
竹友寮3年以上在寮 ※駒澤大学仏教学部 ※同大学仏教専修科	× (不採用)	× (不採用)	○ (採用)
鶴翔寮3年間在寮、教学部所定の検定合格 ※鶴見大学附属高等学校	× (不採用)	× (不採用)	○ (採用)

18頁、19頁の表は令和5年4月1日現在の規定をもとに作成されています。規程変更以前において条件を満たしている場合、それが採用されることもありますので、詳細については教学部学事課までお問い合わせください。

【申請書類】

教師補任申請書

【申請について】

瑞世登録された方（和尚以上の法階を有する方）が初めて教師の補任を受ける場合は、「**教師補任申請書**」に次の書類ア、イを添付して申請し、同時に補任義財金と教師賦課金を納入してください。

（ア）最終学歴を証するもの（卒業証明書または卒業証書のコピー）、また、休学して安居した方は、休学期間と事由が記載された証明書を添付してください。

（イ）僧堂の安居証明書（コピー可）

【ご注意】

特殊安居を除く「安居」は、学校卒業後、学校入学前もしくは休学中に行じた期間を安居期間として認定します。休学せず安居した場合、その期間の安居は認定されませんのでご注意ください。最終学歴を、専門学校、大学校、日本国外の学校卒業（修了）とする場合や、学校を中途退学等した場合は、教学部学事課までお問い合わせください。

経歴特別審査による昇等補任

曹洞宗経歴審査会規程第4条関係

【申請書類】

特別経歴審査申請書、教師昇等補任申請書

●申請条件 権大教正～権大教師

権大教正…赤紫恩衣被着の特許を受けた大教師のうちから経歴特別審査会において審査選考します。定員30人。

大教師……年齢60歳以上で、黄恩衣被着の特許を受けた権大教師のうちから経歴特別審査会において審査選考します。定員200人。

権大教師…年齢55歳以上で、緋恩衣被着の特許を受けた正教師のうちから経歴特別審査会において審査選考します。

経歴審査による昇等補任

曹洞宗僧侶教師分限規程第73条関係

【申請書類】

経歴審査申請書、教師昇等補任申請書

【ご注意】

昇等補任の申請は、2等教師以上の方（3等教師、1等教師補、2等教師補は不可）でなければ、申請することができません。「経歴審査申請書」による昇等補任は、正教師までとし、越級することができません。

●昇等補任の申請条件 正教師、1等教師

次の各号から2つ以上に該当する場合、「経歴審査申請書」「教師昇等補任申請書」によって申請できます。

- (1) 5年以上同じ僧階にとどまり、教師としての実績をあげた方
- (2) 内局が認定した各種の研修会または講習会を5回以上受講して、修了証を受けた方
- (3) 3年以上本宗の教育、布教および宗務に従事し、その功績が顕著な方
- (4) 3級師範以上の方で、特に梅花講の発展に貢献した方
- (5) 宗務庁が主催する布教師養成所の課程を了じ、修了証を受けた方

次の各号から1つ以上に該当する場合、「経歴審査申請書」「教師昇等補任申請書」によって申請できます。

- (1) 5年以上社会事業に従事し、その功績が顕著な方
- (2) 寺院を復興し、または檀徒30戸以上を入檀させた方
- (3) 海外で寺院または布教所を設立し、その功績が顕著な方

【申請について】

- ・「経歴審査申請書」と「教師昇等補任申請書」に自己の宗門歴（宗務庁認定の研修会、講習会歴、宗務庁、宗務所、教区等の役職員歴、布教師、梅花関係の経歴等）、社会歴（民生員、保護司等）、教育関係歴、表彰歴を示す経歴書を作成し、その証拠書類を添付して申請してください。同時に補任義財金、賦課金差額、経歴審査料を納入してください。
- ・2等教師以上でなければ申請できません。
- ・権大教正、大教師、権大教師は、「特別経歴審査申請書」に基づき、経歴特別審査会の審査によります。

その他 僧侶賞典によるもの（総務部所管）

2等教師または1等教師である方が、定められた諸条件を満たしており「寺院を設立し、または復興して特に功労がある者」とであると認定が得られた場合は、僧階の昇等が認められます。

なお、この認定を受けることができるかどうか、詳細は総務部庶務課にご相談のうえ、申請条件を満たしている方は「僧侶賞典交付申請書」を総務部長に申請してください。

現職研修会

住職や教師の資質向上を図るための現職研修会が宗務所で開催されています。

年齢55歳未満の教師はこれを毎年、46歳を過ぎて教師を取得した方は、10年間受講する義務があります。

現職研修会は2日間以上の日程で、講義や人権学習などが行われます。詳細は各宗務所にお問い合わせください。

教師試験検定

教師試験検定は、無試験による補任（僧侶教師分限規程第58条～第64条）に該当しない方が住職になるために開設されるものです。

「教師試験検定願」出願の条件は、住職が遷化し、その寺院の後任住職候補である方、さらに、「和尚」の法階（瑞世登録された方）を有する方に限ります。（遷化した住職に兼務寺院があった時は、その後任兼務住職候補となる方を含みます。）したがって、「教師試験検定願」には、必ず「住職任命申請書」を附帯してください。開設の期日など詳細については『曹洞宗報』をご覧ください。

検定に合格すると、1等教師補、2等教師補に補任されます。なお、2等教師補の場合は補

任された日から6年以内に、本山僧堂等に3か月以上安居するか、宗務庁が開設する特殊安居（指定する専門僧堂15日間）などにおいて安居を6回以上しなければなりません。1等教師補の場合は補任された日から12年以内に、本山僧堂等に6か月以上安居するか、宗務庁が開設する特殊安居（本山僧堂1か月間）などにおいて安居を6回以上しなければなりません。それぞれを了じ、教師補任申請をしないと、その資格を失うことになります。

教師試験検定については教学部指導課へ、特殊安居については教学部学事課へお問い合わせください。

曹洞宗の奨学金制度

奨学金について

奨学金制度は、経済的理由のため学業の継続が困難な学生、また優れた能力を有する学生を支援するものです。奨学金には返還義務のない「給付」型と、卒業後所定の期間内に返還義務がある「貸付」型の2種類があります。

・曹洞宗育英会奨学金

曹洞宗の僧侶（座元の法階を有する方、または得度後1年以上経過した方）であり、学業優秀であって、学費の支弁が困難と認められた大学・大学院の学生に対し、奨学金の「貸付」を行います。（※ただし、令和4年度より新規募集を停止）

・曹洞宗修証義公布百周年記念育英会奨学金

『修証義』公布百周年の記念事業の一環として、本宗の興隆や寺院護持の中核となる有為な人材を養成し、社会の平和と人類の幸福に貢献することを目的に、国内の大学や博士課程を含む大学院に在学する本宗寺院の子弟、檀信徒の子弟に対し所定の審査を経て奨学金の「給付」を行います。

・曹洞宗奨学金

曹洞宗の僧侶（得度を受け、僧籍簿に登録された方）であり、僧侶養成施設に在籍する学生を対象として、申請により奨学金の「給付」を行います。奨学金志願書は、在籍する学校経由で申請いただくものですので、詳しくは各学校の学生課などにお問い合わせください。

【問い合わせ先】

曹洞宗育英会奨学金、曹洞宗修証義公布百周年記念育英会奨学金について → 教学部指導課
曹洞宗奨学金について → 各学校の学生課

宗門では法階、僧階により僧侶が被着できる袈裟や衣の色などに決まりがあります。例えば、得度したときは黒の衣ですが、副住職や住職になると色のついた衣を着ることができ、さらに結制安居修行から法幢師は、緋色の衣を着ることが許されます。

色衣・緋衣

【申請書類】

色衣被着申請書、緋衣被着申請書

〈色衣〉

色衣被着の許可を得ていない2等教師以上の方が、住職任命申請または副住職任命申請をする場合は、「色衣被着申請書」を附帯してください。(准法地寺院も含みます)(義財金 100,000 円)

※上記にあるとおり、「色衣被着申請書」を附帯する方は「2等教師以上」です。したがって、1等教師補および2等教師補である方は、附帯する必要はありません。

〈緋衣〉

結制初会の時は、「緋衣被着申請書」を附帯して申請してください。(義財金 180,000 円)

恩衣

【申請書類】

特別経歴審査申請書、80歳緋恩衣被着特許申請書

〈緋恩衣〉

- ・ 満45歳以上の緋衣被着の許可を得た正教師の方で、宗務、布教、教育、社会事業等に特に顕著な功労がある方のうちから、経歴特別審査会において審査選考します。
- ・ 満80歳以上の2等教師以上で大和尚の法階を有する方は、「80歳緋恩衣被着特許申請書」により緋恩衣を被着することができます。(義財金は不要)

その他 僧侶賞典によるもの(総務部庶務課所管)

45歳以上の正教師であって、法階が大和尚の方が、定められた諸条件を満たしており「寺院を設立し、または復興して特に功労がある者」とであると認定が得られた場合は、緋恩衣の被着が特許されます。

なお、この認定を受けることができるかどうか、詳細は総務部庶務課にご相談のうえ、申請条件を満たしている方は「僧侶賞典交付申請書」を総務部長に申請してください。

〈黄恩衣〉

権大教師の方で、宗務、布教、教育、社会事業等に特に顕著な功労がある方のうちから、経歴特別審査会において審査選考します。

〈赤紫恩衣〉

大教師の方で、宗務、布教、教育、社会事業等に特に顕著な功労がある方のうちから、経歴特別審査会において審査選考します。

〈紫紺恩衣〉

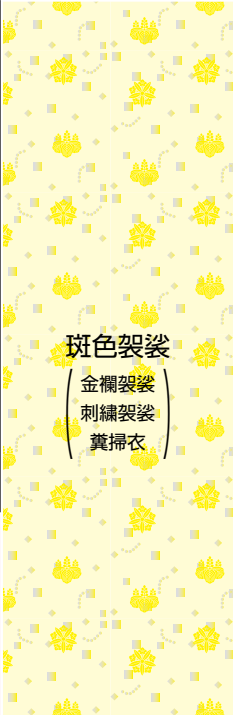
権大教正の方で、宗務、布教、教育、社会事業等に特に顕著な功労がある方のうちから、経歴特別審査会において審査選考します。

【必要書類】

経歴書並びに経歴を証するものを添付してください。

服制規程一覧

この表は、僧階または法階に相応する被着可能な服制を対照するものであり、2等教師以上の資格は、瑞世を了じていなければ申請することはできません。

僧階		法階	服制（色合いや柄はイメージです）				
			衣	袈裟	帽子	掛絡※ （絡子）	
大教正	権大教正	大和尚	特衣 （紫色）		立帽子	大掛絡	
			紫紺恩衣				
			赤紫恩衣				
			黄恩衣				
			緋恩衣				
	大教師	正教師	緋衣		鼓山帽子	絡子 輪絡子	
			和尚 結制安居中の住職				
	権大教師	和尚 住職または前住職	色衣 （ 純色 壊色 青黒色 ）		六角帽子		
		和尚 副住職					
		1等教師・2等教師	和尚 上記以外の和尚の 法階をもつひと	黒衣 （紺色で代用可）			着用できません
			座元				
			上座				

※色は袈裟に準ずる。無環の絡子を着用してはならない。

寺族については『曹洞宗宗憲』第33条第1項において、「寺院に在住する僧侶以外の者のうち、宗門の宗旨を信奉し、かつ、寺族簿に登録されたもの」と規定されております。そのため寺族となるには、寺族安名の親授を受け、寺族簿に登録される必要があります。

また、寺族の任務は、「住職に協力し、ともに寺門の興隆、住職の後継者の育成並びに檀徒及び信徒の教化育成に務めなければならない」とされています。（『曹洞宗宗憲』第33条第2項）

【寺族の制度と資格】

寺族 寺族安名の親授を受けることで寺族簿に登録され寺族となります。

- ・寺族通信教育を受講できます。（ただし、年齢が18歳以上）
- ・寺族として寺族集会や宗務所主催の寺族研修会に参加できます。
- ・梅花講に寺族の地位で入講できます。
- ・住職が死亡した時、その寺院は在籍する寺族を保護する義務があります。

25頁参照

ただし、保護の方法は、責任役員及び干与者の協議により定めます。

また、寺院護持会は寺族の福祉保護のため住職、後継者の保険加入を行います。

准教師 寺族通信教育（添削指導、研修会）を修了した方は補任を受けられます。

- ・申請により寺族代表になることができます。
- ・申請により寺族年金を受給できます。（年齢が満65歳以上の寡婦に限ります）
- ・梅花流2級詠範の教階を受検する資格が得られます。（3級詠範取得者に限ります）

28頁参照

寺族代表 准教師資格を取得した寺族のうち1名を登録することができます。
ただし、その登録は本務寺の住職のみとなります。兼務住職、代務者は登録することができません。

- ・住職（兼務住職）任命申請をするとき、寺族代表の同意が必要です。（ただし、正当な理由がある場合は同意なく申請が受理されることがあります）
- ・特定代務者に就任することができます。
- ・当該寺院の宗教法人の干与者・責任役員に選定することができます。

29頁参照

※特定代務者に就任するときは

住職が死亡し、すぐに後任住職・兼務住職を選定できない場合、所定の手続きを経て寺族代表が就任できます。

- ・特定代務者は法人の代表役員代務者として法人の事務を執行できます。（一部制限あり）ただし代務は代表役員の職務の行為に限られ、住職として行う各種法要、法事など宗教上の行為はできません。
- ・特定代務者は就任日から3年以内に後任住職を選定しなければなりません。

29頁参照

責任役員・干与者に選定するときは

寺族代表は住職の申請によって、宗教法人の責任役員、干与者に就任できます。ただし、各寺院の寺院規則に定められた定数があります。

36頁参照

寺族安名の親授を受けた方が寺族簿に登録されます。寺族安名親授式に出席する際は、事前に宗務庁へ申請し添書の交付を受ける必要があります。

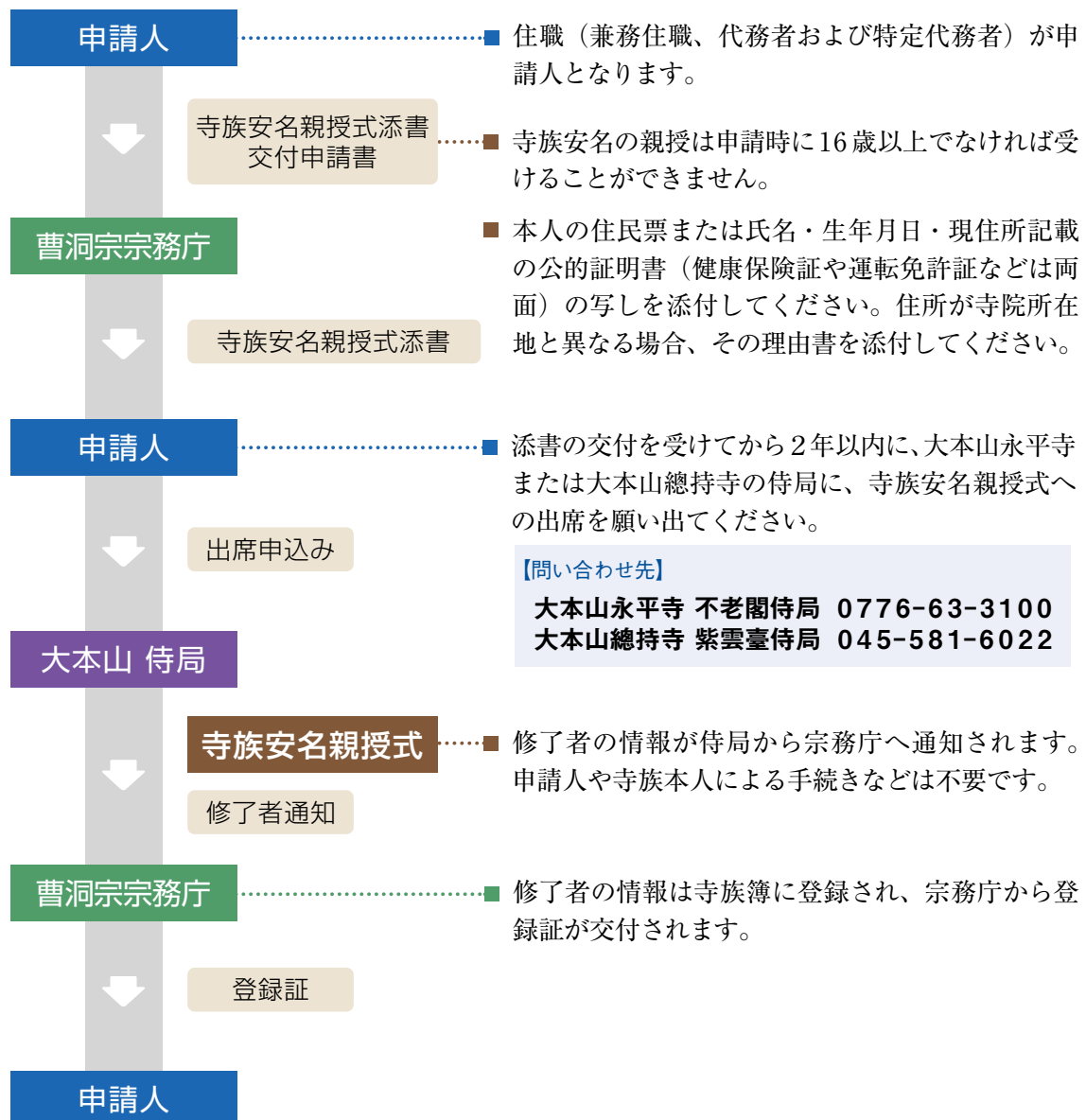
寺族安名の親授は、寺族としての自覚と自信をもち寺院で活動する上で重要な儀礼です。親授式では、禪師様から血脈、安名、絡子を親授され、寺族章が交付されます。

なお、平成27年3月31日以前に寺族得度登録簿に登録されている方は、この寺族簿に登録され寺族となります。

【申請書類】

寺族安名親授式添書交付申請書

【申請について】



ひと

寺族登録（寺族安名親授）

寺族簿の登録事項に変更がある場合、寺族簿から除籍する場合、寺族簿に登録された寺族が死亡した場合は、該当の申請をする必要があります。

【申請書類】

寺族登録替申請書、寺族除籍申請書、寺族死亡届

【申請について】

登録の異動

転住などにもない登録に異動が生じたときは、寺族本人が申請人となり、新旧寺院住職（兼務住職、代務者および特定代務者を含む）の署名捺印（宗務庁登録印）のうえ、新登録寺院在住を証明する住民票を添付して、「**寺族登録替申請書**」を申請してください。

氏名変更

婚姻等によって氏名が変更されたときは、「**寺族改姓(名)届**」に戸籍抄本を添付して提出してください。

寺族簿からの除籍

寺族を寺族簿から除籍するときは、住職（兼務住職、代務者および特定代務者を含む）が申請人となり、除籍理由を証する書類（住民票等、場合によっては除籍される寺族本人の実印と印鑑証明書）を添付して、「**寺族除籍申請書**」を申請してください。ただし、年齢100歳以上で行方不明と認められた場合、申請は不要です。

寺族死亡

寺族登録した寺族が死亡した場合は、速やかに「**寺族死亡届**」を提出してください。その際、干与者および責任役員に就任していた（36頁参照）、あるいは寺族年金を受給していた（30頁参照）場合は、それぞれ手続きをお願いします。

寺族に関するよくあるご質問

- Q.** 寺族安名の親授は、男性や僧侶の家族以外でも受けられますか？
A. 本宗の宗旨を信奉し、寺院に在住する、僧侶以外の方であれば受けられます。
- Q.** 寺族の得度はなくなったのですか？
A. 平成27年4月1日より「寺族の得度」、「寺族得度式」という呼称は使用せず、代わりに「寺族安名の親授」、「寺族安名親授式」という呼称を用います。制度改定前に「寺族得度登録簿」に登録されていた方の情報は「寺族簿」へ移行されますので、寺族としての登録情報や、授与された安名、絡子などは失われません。
- Q.** 寺族安名の親授を受けないとどうなりますか？
A. 寺族簿に登録されていない方は宗制上の「寺族」ではありませんので、寺族として各種規程や制度の適用を受けることができません。

寺族通信教育は、添削指導（レポート）、並びに研修会（スクーリング）で行います。

准教師の補任を受けるためには、寺族通信教育を修了していなければなりません。しかし、単に准教師の資格取得のためと考えず、寺族として本宗の教義を理解し、基本的な寺院の行持を学び、檀信徒の教化に資することができるように、ぜひ受講してください。

【申請書類】

寺族通信教育受講申請書（添削指導）、寺族通信教育研修会受講申請書（研修会）

【申請について】

- ・ 受講資格は、年齢が18歳以上で寺族簿に登録されている方です。
- ・ 添削指導（レポート）と研修会（スクーリング）は、どちらを先に受講しても構いません。また、それぞれ別の年に受講しても構いません。すでに准教師資格を取得した方も受講できます。
- ・ 修了証は准教師補任申請に必要となります。修了証は再発行しませんので、大切に保管するようにしてください。

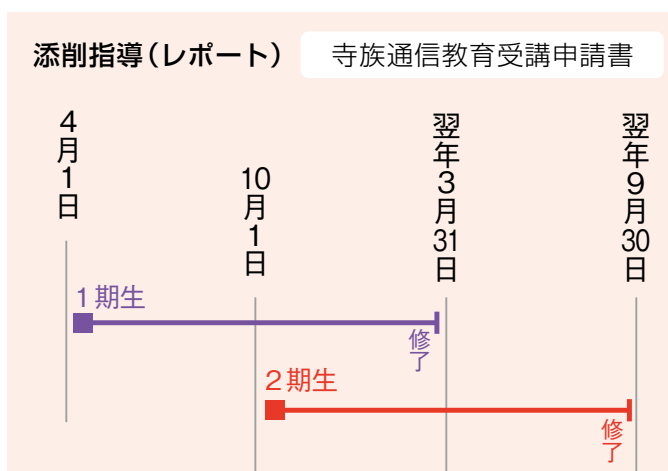
添削指導（レポート）

- ・ 「寺族通信教育受講申請書」に「個人カード」を添付し、受講料を添えて申請してください。
- ・ 受講開始は、毎年4月1日、10月1日の2期に分かれます。
- ・ 1年をかけて、9通のレポートと1通の感想文を提出していただきます。テキスト、問題集等は、開講時までに受講者に直接送付します。



研修会（スクーリング）

- ・ 「寺族通信教育研修会受講申請書」に受講料を添えて申請してください。
- ・ 希望する会場・日程は『曹洞宗報』の告示で確認してください。
- ・ 研修会は、テキストで学習する内容をさらに深めるために行います。全日程の出席をもって修了となります。



寺族通信教育（添削指導、スクーリング）を修了した方は、申請により准教師の補任を受けることができます。准教師の資格は、寺族代表の登録、寺族年金の受給、および梅花流2級詠範の補任に必要です。なお、准教師の資格を取得しても、僧侶の行う儀式や弟子（徒弟）を持つことはできません。

【申請書類】

准教師補任申請書

【申請について】

- ・ 住職または兼務住職が申請人となり、「**准教師補任申請書**」に次の証書を添付して申請してください。
 - ① 寺族通信教育修了証（写）
 - ② 寺族通信教育研修会修了証（写）
- ・ 申請時に、補任義財金 3,000 円と申請時の年度の准教師賦課金 1,000 円を同時に納入してください。翌年度からの准教師賦課金は、毎年度宗費とともに納入していただきます。

寺族の相談窓口

《寺族の相談窓口》では、電話またはメールによる相談を受け付けております。寺族の皆さまが、常日頃の生活の中で、何かお困りになったとき、お悩み、疑問点などわからないことがあるとき、またどこに尋ねたらよいのかわからないときは、ご相談をお寄せください。もちろん匿名で結構です。ご相談についての秘密は厳守します。

TEL : 03-3454-2620（宗務庁執務日の9時30分～16時30分）

E-mail : jizoku-mado@sotozen.jp

曹洞宗公式サイト「曹洞禅ネット」寺院専用サイトの「寺族の窓」もぜひご活用ください。各種制度・申請手続きや寺族に関するQ & Aなど掲載しています。

寺族代表

- ・当該寺院の准教師に補任された寺族のうち、1人を寺族代表に登録できます。
- ・寺族代表になると、万が一の場合に特定代務者に就任することができます。
- ・寺族代表の登録がある寺院において住職（兼務住職）任命申請をする場合、寺族代表の同意が必要になります。ただし、正当な理由がある場合にかぎり、寺族代表の同意を欠いても申請が受理されることがあります。
- ・寺族代表になると当該寺院の干与者・責任役員に就任することができます。ただし、各寺院の寺院規則で責任役員の人数の定数によって就任のための制限がありますのでご注意ください。詳しくは、36頁を参照してください。

【申請書類】

寺族代表登録事項変更届

【申請について】

- ・寺族代表を登録、辞任する場合、当該寺院の本務住職が申請人となり、「**寺族代表登録事項変更届**」を提出してください。ただし、その登録は本務寺の住職以外は寺族代表を登録する届出はできません。
- ・届出には対象者の署名捺印等が必要です。

特定代務者

- ・住職が死亡し、すぐに後任住職や兼務住職を選定することができない場合は、寺族代表として登録されている寺族が特定代務者に就任し、住職に代わり宗教法人の代表役員代務者になることができます。
- ・特定代務者は、就任日から3年以内に、後任住職の選定をしなければなりません。
- ・特定代務者は、宗教法人の代表役員代務者として、その職務を行うことができますが、寺院規則の変更、宗教法人の合併や解散、不動産や宝物の処分、借入れ、主要な境内建物の新築、増改築、除却、境内地の著しい模様替えなどの行為はできません。
- ・また、宗教的なこと、例えば葬儀や法事などを主宰し、行うことはできませんが、寺族として檀信徒とともに読経することや梅花講などで檀信徒講員とともに儀式に参加するなど、布教教化を目的とする活動は積極的に行われるべきことです。

【申請書類】

特定代務者任命申請書、特定代務者登録申請書

【申請等手続きについて】

- ・教師である責任役員が申請人となって、干与者の意見を聴き、責任役員全員の連署捺印の上、「**特定代務者任命申請書**」により申請してください。
- ・住職（兼務、代務を除く）は、特定代務者となる方（寺族代表）を、「**特定代務者登録申請書**」により、あらかじめ登録しておくことができます。特定代務者任命の必要が生じたときには、住職の「死亡届」、「代表役員印鑑届」等、所定の書類を提出する事によって特定代務者任命の辞令が交付されます。

詳しくは

曹洞宗寺院規程 第23～25条
曹洞宗寺院住職任免規程 第22～24条

総務部庶務課

寺族年金は寺院の運営について住職をたすけ、かつ協力した寺族に対して給付されます。

【受給資格】 ⇒ 下記の条件を全て満たしている方に限ります。

- ①前住職の配偶者であること ②准教師であること
- ③年齢が満 65 歳以上であること ④寡婦であること

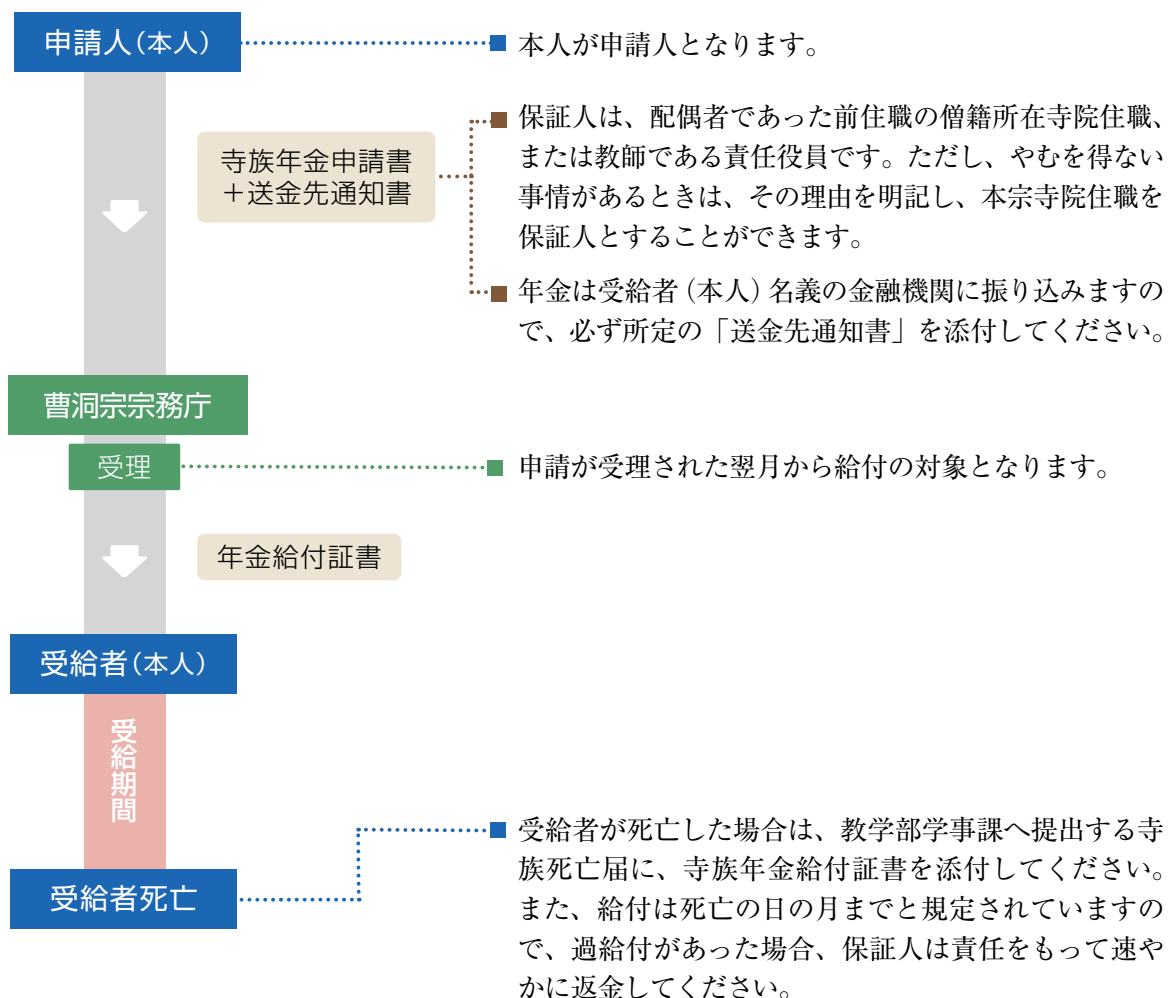
【給付金額】

月額 5,000 円 ⇒ 年 2 回、上半期分（4 月～9 月）を 9 月に、下半期分（10 月～3 月）を 3 月に直接本人に給付します。

【申請書類】

寺族年金申請書

【申請について】



1. 宗教法人は寺院の運営主体です。寺院は宗教活動を行うための宗教的存在であり、宗教法人はこれを支えるための法的存在です。
2. 宗教法人は寺院を支える土台であり、寺院を納める容器です。
3. 寺院は聖なる存在であり、住職がこれを代表し(『曹洞宗宗憲』26条)、宗教法人は俗なる存在であって代表役員がこれを代表します。(寺院規則9条)



不活動宗教法人および無建築寺院について

活動する宗教団体が法律によって、宗教法人となるための条件は、主たる目的(教義の宣布、儀式行事の執行、信者の教化育成)をもっていることと、礼拝の施設を常設していることです。

昨今、無建築物法人(寺院)および不活動法人(寺院)の実態調査を進めている所轄庁が少なくありません。また、宗務庁に照会を求める所轄庁もあります。

所轄庁が無建築物法人(寺院)、または不活動法人(寺院)と判断した場合、宗教法人法第81条第2項、第3項および第4項の規定により、解散命令の対象となります。あわせて、文化庁より包括法人に対し、包括する無建築物法人(寺院)および不活動法人(寺院)への指導を要請されていることから、このことについて重々にご留意ください。

なお、不活動宗教法人および無建築物寺院であっても、任意解散もしくは他の寺院に吸収合併するときは、包括法人である曹洞宗の承認が必要となります。

吸収合併や任意解散の詳しい手続きは、右記のQRコードからマニュアルをご覧ください。→
吸収合併・任意解散・不活動宗教法人・無建築寺院に関するご相談は総務部庶務課(03-3454-5412)までお問い合わせください。



住職は、寺院を代表し、その事務を総理します。〔曹洞宗宗憲〕第26条第1項)

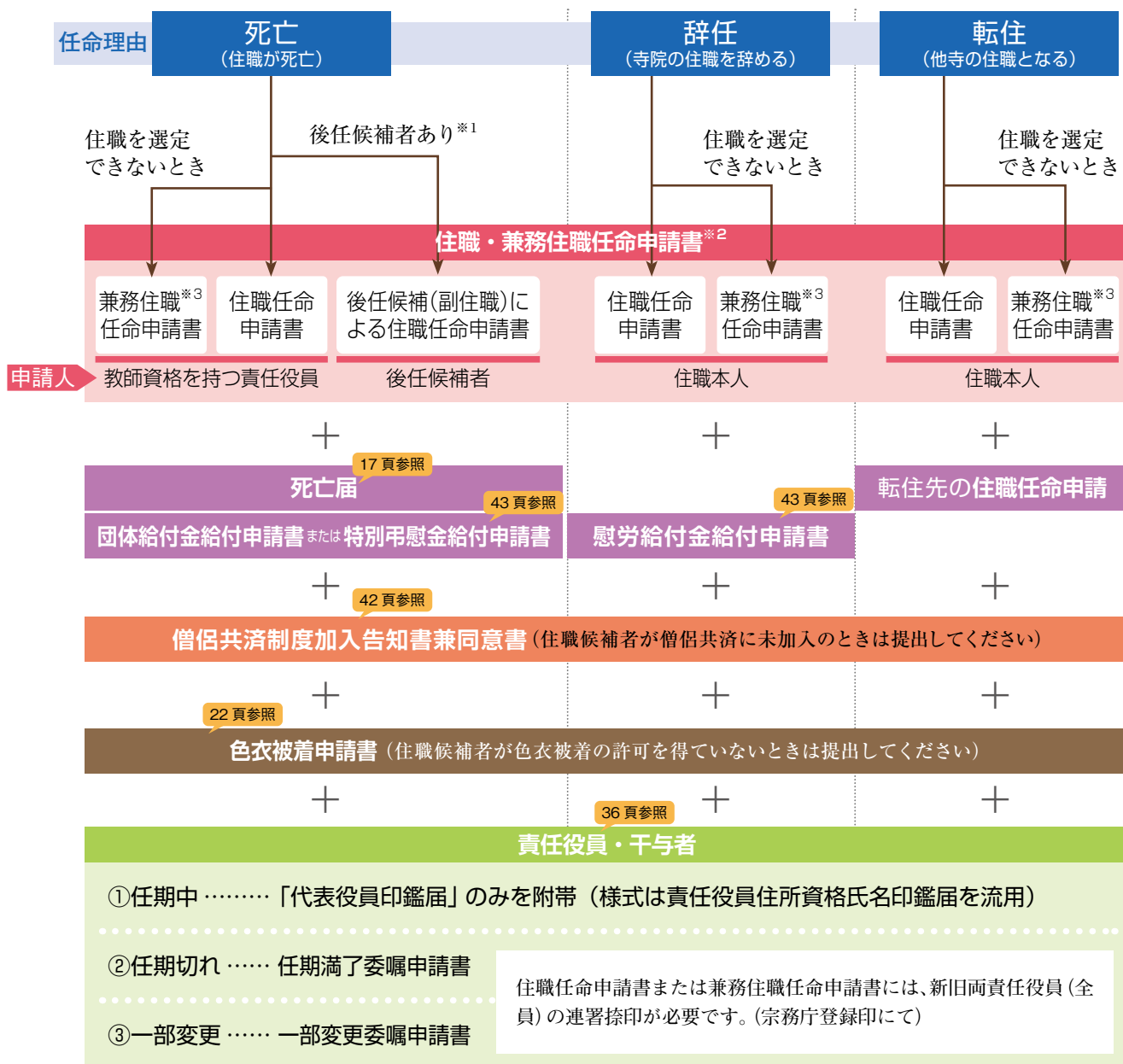
住職が寺院の住職を辞めるとき、他寺の住職になるとき、住職が死亡したときには、後任の住職を選定しなければなりません。

また、後任の住職を選定できないときは、兼務住職を置くこととなります。

【申請書類】

住職任命申請書、後任候補(副住職)による住職任命申請書、兼務住職任命申請書

【住職任命にかかる提出書類】



※1. ただし、副住職でない後任候補登録者は、その登録日より5年以内に住職が死亡したときの申請においては、責任役員の連署捺印、寺族代表の署名捺印は不要です。

※2. 申請書には、当該寺院の宗教法人登記事項証明書(履歴事項全部証明書)を添付してください。
寺族代表登録のある寺院は、その寺族代表の同意が必要です。
格地寺院の住職候補者が、大和尚の法階を有していないときは「准建法幢許状交付申請書」を附帯してください。

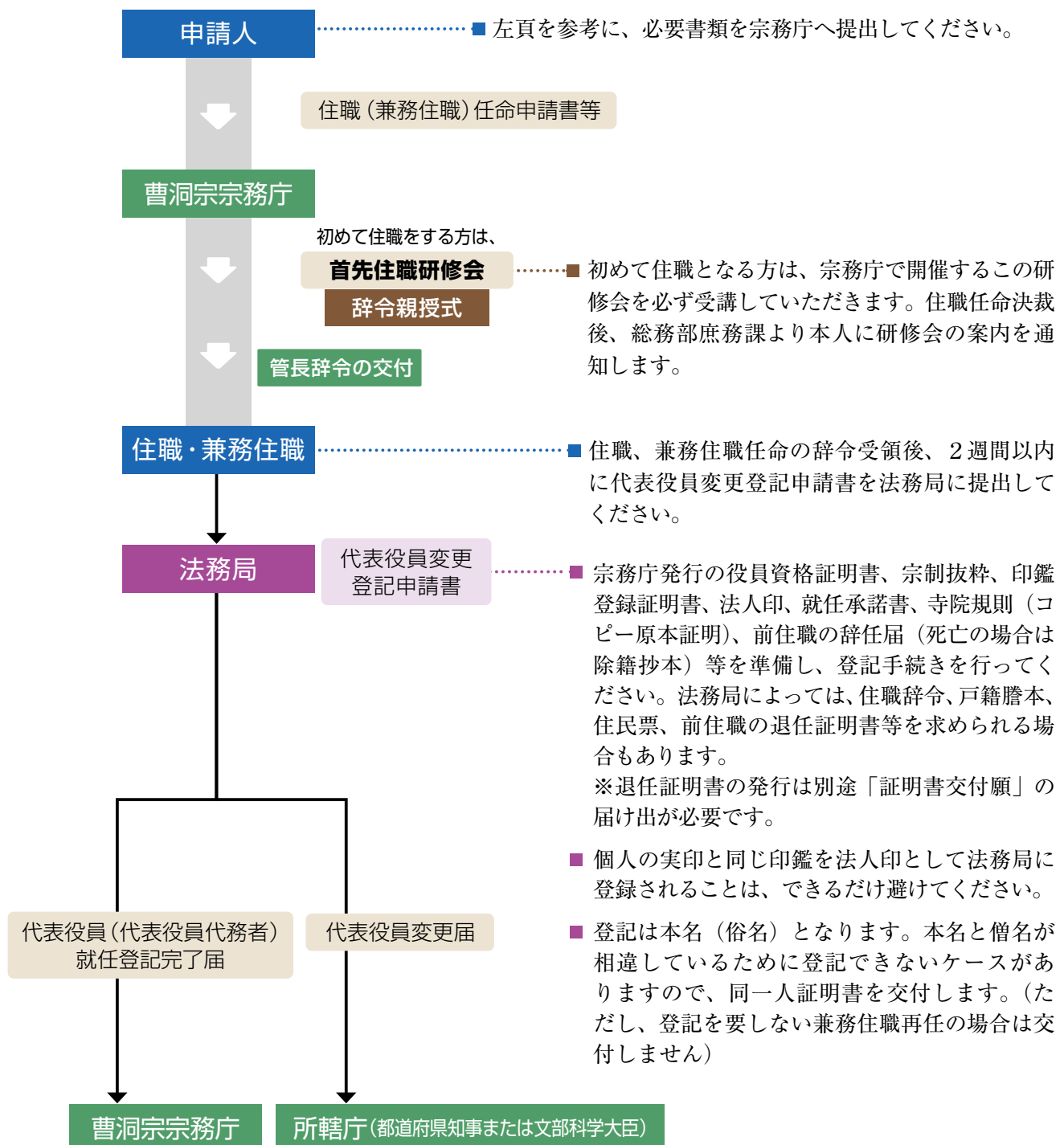
※3. 兼務住職の任期は5年以内です。また、兼務できる寺院は、2か寺までです。

詳しくは 曹洞宗寺院住職任免規程 第2～25条

➡ 総務部庶務課

【寺格による住職に必要な僧階および法階】

寺格	僧階	法階
格地	1等教師以上	大和尚
法地	2等教師以上	和尚以上
准法地	3等教師以上	座元以上で伝法登録を了じた者



代務者

【申請書類】

住職代務者任命申請書

【申請について】

- ・ 住職が病気、旅行その他の理由により3か月以上職務を行えない場合は、代務者を置かなければなりません。責任役員全員が連署捺印（宗務庁登録印にて）のうえ、「**住職代務者任命申請書**」を提出してください。
- ・ 住職代務者任命申請の際、代表役員代務者印鑑届（様式は責任役員住所資格氏名印鑑届を流用）を附帯して提出してください。
- ・ 住職代務者の就任理由が無くなった場合は、その旨を届け出てください。

特定代務者

住職が死亡し、すぐにその後任の住職、または兼務住職を選定できない場合は、寺族代表が特定代務者の任命を受けることができます。詳しくは、29頁を参照してください。

曹洞宗寺院後継者相談所

曹洞宗の寺院における後継者に関する相談に応じるため、宗務庁内に曹洞宗寺院後継者相談所が設置されています。寺院後継者を求めているご寺院、後継者として入寺を希望する方、さらに、伴侶を求めている方は、総務部福祉課までご相談ください。

総務部福祉課 TEL : 03-3454-5421

なお、プライバシーの保護には最大限の注意を払い、個人情報については寺院後継者相談所の目的以外には一切使用しません。

住職はあらかじめ、自分の後任としての候補者を選定し、登録することができます。登録された後任候補者は、住職が死亡した場合、責任役員または本人の申請により住職になることができます。（副住職でない後任候補登録者は、その登録日より5年以内に住職が死亡したときは、責任役員の連署捺印、寺族代表の署名捺印は不要です）。

また、後任候補者として登録され、寺院の寺格の法階および僧階を有している方は、申請により副住職の任命を受けることができます。

後任候補者

【申請書類】

後任候補者登録申請書

【申請について】

- ・ 住職が申請人となり、干与者の意見を聴き「**後任候補者登録申請書**」により、責任役員全員が連署捺印のうえ申請してください。
- ・ 後任候補者が住職（申請人）の徒弟でない場合には、その後任候補者の師僧（師僧がない場合は近親法類）の同意を得なければなりません。
- ・ 上座（得度を受けて僧籍簿に登録された者）以上の法階を有する方でなければ、登録できません。
- ・ 兼務住職および住職代務者が就任する寺院には、登録できません。
- ・ 後任候補者が他寺の住職に任命されても登録の資格は存続します。
- ・ 登録できる寺院は1か寺のみです。

副住職

【申請書類】

副住職任命申請書

【申請について】

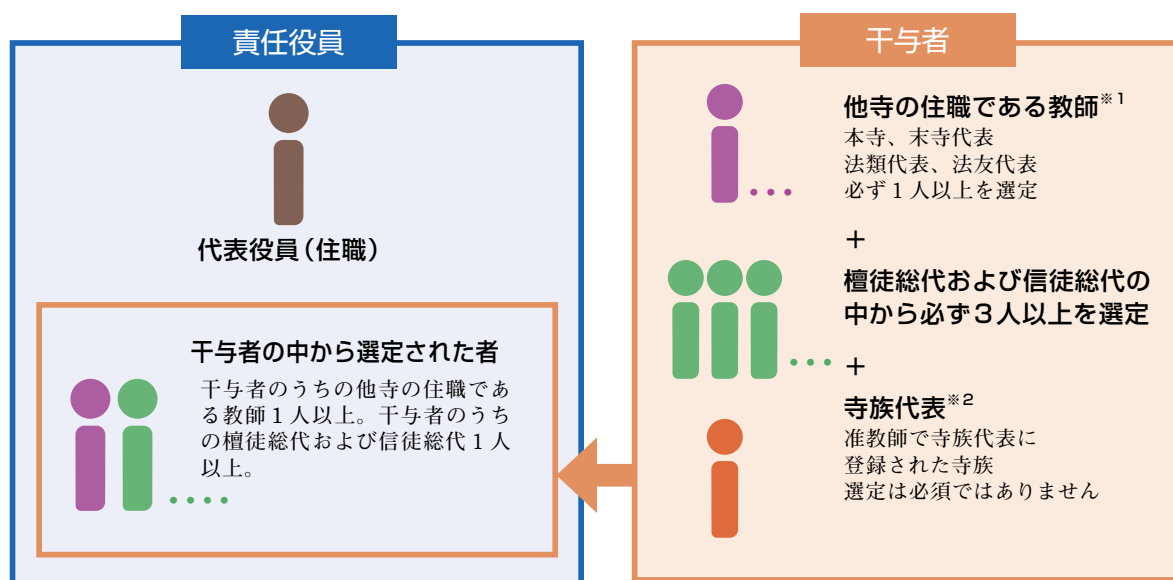
- ・ 住職が申請人となり、「**副住職任命申請書**」により責任役員全員が連署捺印のうえ申請してください。
- ・ 2等教師以上で色衣未被着の方は「色衣被着申請書」を、さらに格地寺院で1等教師以上の未法幢の方は「准建法幢許状交付申請書」をそれぞれ附帯してください。
- ・ 副住職も僧侶共済制度に加入することが義務づけられています。未加入の方は「僧侶共済制度加入告知書兼同意書」を提出してください。詳しくは、42頁を参照してください。
- ・ 後任候補者登録が取り消された場合は、同時に副住職の資格を失います。

住職は代表役員になり法人を代表します。また、住職は他寺の住職、寺族代表および檀信徒総代から干与者を選定し、さらにその中から責任役員を選定します。

責任役員は、法人の事務を決定します。法人の事務とは、法人運営を行うための組織根本原則を定めるため「規則」を作成し「規則」に則って法人の意思を決定しながら境内建物や財産などを管理運用し、その他宗教法人の目的達成のための業務、必要な場合には「事業」を行うことも含まれる一切の行為のことをいいます。

責任役員、干与者の人数は個々の寺院で定める「規則」によりますが、所定の手続きを経ない限り、それぞれの定数を変更することはできません。任期は4年となります（ただし、干与者のうち本寺住職および寺族代表には任期の定めがありません）。責任役員が辞任または死亡した場合、あるいは任期が満了しようとする場合は、委嘱申請書を提出しなければなりません。

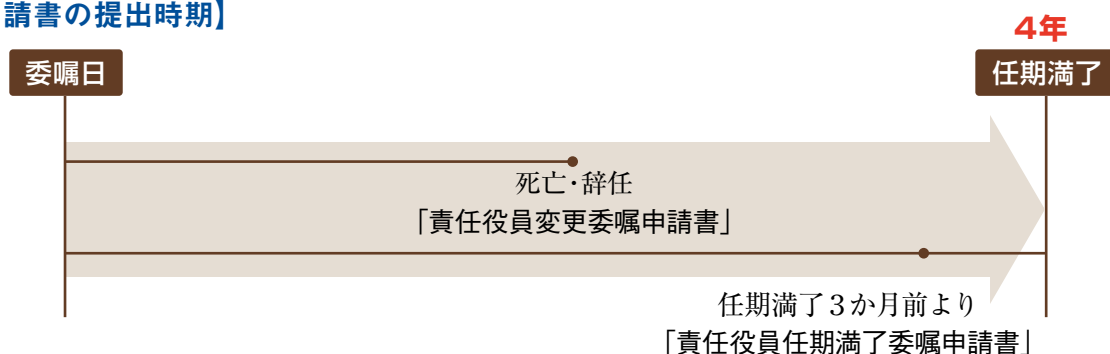
【責任役員と干与者の構成図】



※1. 副住職、徒弟、前住職などの同籍者は役員に就任できません。（ただし、副住職が他寺の住職であるときは除きます）他寺の住職である教師を干与者および責任役員に選定する場合、本務寺の住職としての就任となります。**兼務している寺院の住職として、就任はできません。**

※2. 寺族を干与者および責任役員に選定するには、当該寺院の寺族代表に登録されている場合に限りま。詳しくは、29頁を参照してください。

【申請書の提出時期】

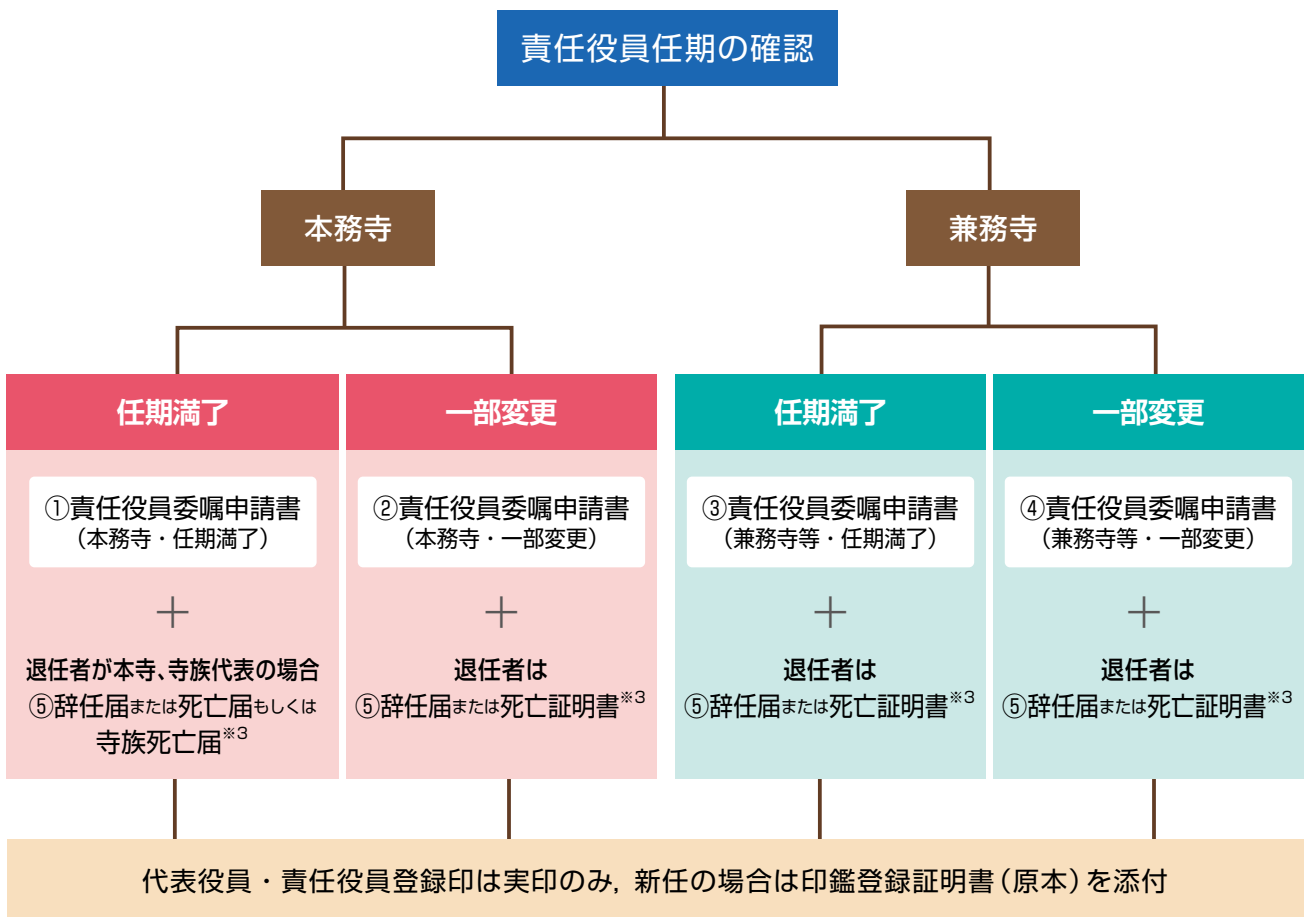


【申請書類】

- ①責任役員委嘱申請書（本務寺・任期満了）
- ②責任役員委嘱申請書（本務寺・一部変更）
- ③責任役員委嘱申請書（兼務寺・任期満了）
- ④責任役員委嘱申請書（兼務寺・一部変更）
- ⑤責任役員・干与者辞任届〈参考様式〉
- ⑥責任役員委嘱状交付申請書

本務寺か兼務寺、任期満了か一部変更によって記載事項と添付書類が違いますので、下記のチャートを参照の上、書類を提出してください。

【申請について】



申請についての注意点や添付書類については次頁を参照してください。

※3. 僧侶、寺族の場合、既に死亡届または寺族死亡届を届け出済のときは、死亡証明書の添付は不要です。

◇選定することができない役員（責任役員・干与者）

- ・本宗の僧侶であっても、住職でない者（副住職、徒弟、前住職など同籍者）
 - ・他寺の寺族※
 - ・当該寺院の寺族代表に登録されていない寺族※
 - ・未成年
 - ・心身の故障によりその職務を行うに当たって必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ※本務寺、兼務寺にかかわらず寺族は檀信徒総代として干与者に就任することはできません。

◇責任役員登録印鑑について

- ・責任役員就任者の印鑑は個人の実印で所定の欄に朱肉にて鮮明に捺印してください。カラーコピーは不可
- ・添付する印鑑登録証明書は市区町村に登録する個人のもので、発行日から3か月以内の原本です（コピー不可）。法務局より発行される法人の印鑑証明書ではありません。
- ・次の場合、責任役員の印鑑登録証明書の添付を省略することができます。
 - （ア）他寺の住職であって本務寺における代表役員登録印鑑で実印が登録済みであり、かつ、その登録印で捺印する場合
 - （イ）当該寺院において実印が登録済みであり、責任役員任期満了後も再任し、かつ、その登録印で捺印する場合
- ・責任役員就任中の者が登録印を変更する場合は「代表役員登録印鑑改印届」「責任役員登録印鑑改印届」を作成し、新たに登録される印（実印）の印鑑登録証明書の原本（コピー不可）を添付の上、提出してください。

◇辞任届、死亡証明書について

- ・次項の場合は、退任者の辞任届、または死亡証明書※¹の添付が必要となります。
 - （ア）任期中に責任役員及び、干与者を変更する場合
 - （イ）任期中、任期満了にかかわらず干与者に就任している本寺、寺族代表を変更する場合※²
 - （ウ）任期中、任期満了にかかわらず兼務住職・住職代務者・特定代務者が責任役員・干与者を変更する場合※³
- ※1. 死亡証明書とは、市区町村に提出する死亡届、死亡診断書（死体検案書）、埋・火葬許可証、戸籍謄本（抄本）、削除された住民票のいずれかをいいます（コピー可）。
- ※2. 退任理由が死亡のとき、すでに教学部宛に「僧侶死亡届」、または「寺族死亡届」が提出済のときは、死亡証明書の添付は不要です。
- ※3. 辞任する責任役員の登録印鑑が紛失等で押印が不可能な場合は、現在の個人の実印で捺印の上、印鑑登録証明書の原本（コピー不可）を添付してください。

【責任役員委嘱状の交付について】

- ・平成26年度より「委嘱状」に代わり申請寺院に対し「委嘱したことを証明する」書面を発行しています。従前の責任役員「委嘱状」の交付は、別途⑥「責任役員委嘱状交付申請書」の申請が必要になります。（1申請につき雑件2,000円）

宗教法人「曹洞宗」は、宗派の目的を達成するために、儀式や行事を行い、僧侶、寺族を養成し、檀信徒を教化し、さらに寺院を包括するなど幅広い活動を行っています。

その具体的な例としては、布教教化方針や資料の作成、研修会や会議の開催、各種事務手続きなどが挙げられますが、そのための主要な財源は寺院の皆さまに納付していただいている宗費により賄われています。この貴重な宗費を有効に活用するため、年度の予算は選挙によって選ばれた宗議会議員による通常宗議会において決定され、予算の内訳や詳細は『曹洞宗報』において公示されます。

宗費の納入は住職の義務として規定されています。宗費が未納の場合、申請や届出をされても、全ての許可などを受けることができませんので、ご注意ください。

なお、宗費については、曹洞宗財務規程の第4章「宗費の賦課」に詳しく規定されています。

【宗費について】

○ 年度宗費等領収書	
第○番 ○○寺 様	
寺 格	¥ 35,000
級 階	¥ 163,090
教 師	¥ 40,000
准 教 師	¥ 1,000
僧侶共済掛金	¥ 50,000
災害援護拠金	¥ 4,600
合 計	¥ 293,690

上記の金額正に領収いたしました。
○年○月○日

曹洞宗宗務庁 財政部長

取教者 ○○○○ (印)

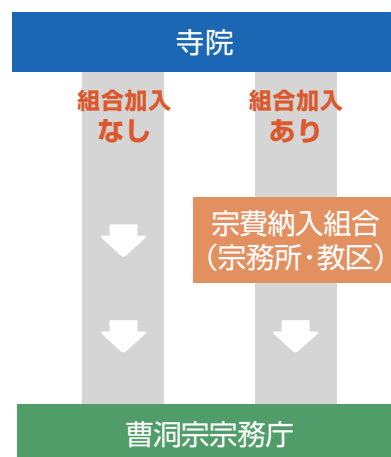
○○宗務所第△△教区

宗費納入組合長 (印)

※宗費納入組合長印なきときは無効

- **寺格賦課金**…寺格によって賦課される宗費です。格地・法地・准法地の3種類あります。
- **級階賦課金**…級階査定にて決定された寺院別の級階によって賦課される宗費です。財産処分等により、財産に異動が生じた場合は見直しが行われます。
- **教師賦課金**…寺院に籍を置く教師資格のある僧侶に賦課されます。
- **准教師賦課金**…寺院に籍を置く准教師に補任されている寺族に賦課されます。
- **僧侶共済掛金**…住職および副住職に加入義務があり、毎年納入していただきます。42頁を参照してください。
- **災害援護拠金**…自然災害により被災した寺院、および被災者の援護を行うため、建物共済の加入口数に応じて毎年納入していただきます。45・46頁を参照してください。

【宗費納入の流れ】

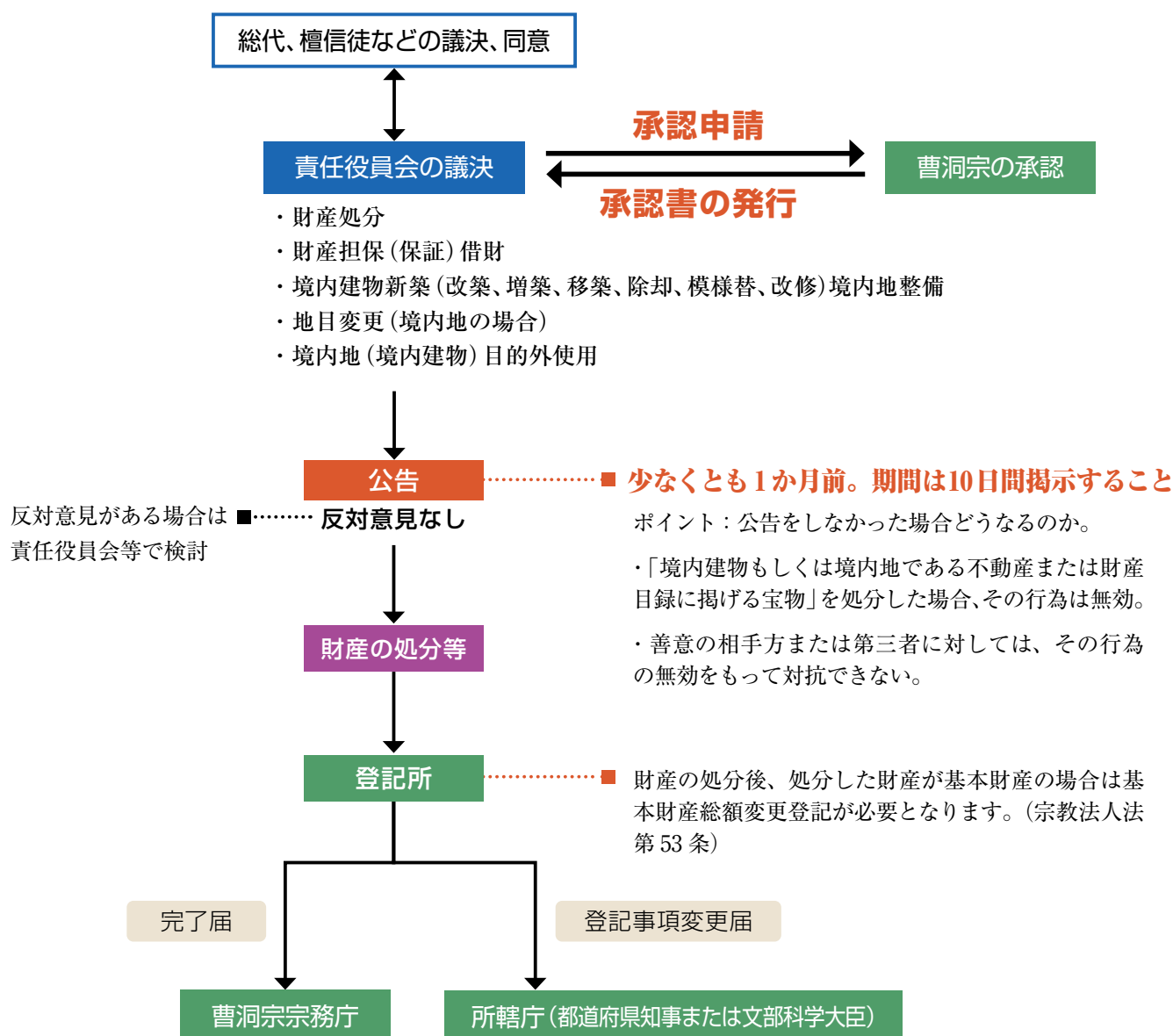


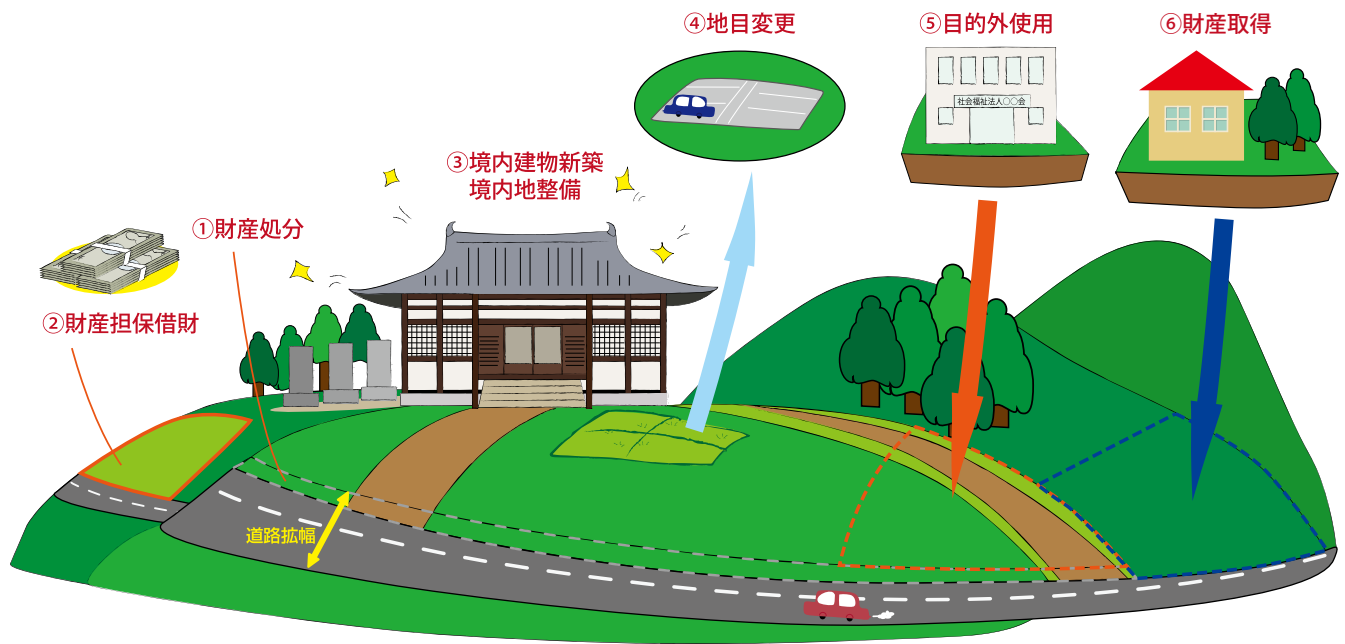
宗教法人の運営は寺院規則に定めたとおりにしなければなりません。

寺院規則はその法人が、その運営方法について所定の手続きを経て正式に作成し、所轄庁の認証を受けたものです。言い換えますと、寺院の運営方法について公に示したものです。寺院の運営を規則に従って公明正大に行うことは、法人として当然の責務であり、社会的な信用を損なわないためにも適正な管理運営が求められます。

寺院の土地を売却したり、建物を新築するなど、寺院財産に異動が生じる際は、その都度、宗務庁へ申請し曹洞宗の代表役員の承認を受けた後、その行為の少なくとも1か月前に、檀信徒やその他利害関係人に公告をしなければなりません。

【財産処分等の手続きの流れ】





【申請、届出について】

	寺院財産に異動が生じる行為（主なもの）	該当する申請書（届）
①	不動産※1の処分（売買、交換、譲渡、代物弁済、換地、地上権の設定、借地権、使用賃借などの土地の貸し出しなど）または財産目録に掲げる宝物を処分する場合	財産処分承認申請書
②	金融機関等から借入れする場合（当該会計年度内の収入で償還する一時の借入れを除く）、不動産※1を担保に供する場合、または、法人が債務等を保証する場合	財産担保（保証）借財承認申請書
③	主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却等をする場合、境内地の著しい模様替えをする場合、または、駐車場などを整備する場合	境内建物新築（改築、増築、移築、除却、模様替、改修）境内地整備承認申請書※2
④	登記上境内地または墓地である土地の地目を変更する場合	地目変更承認申請書（届）※3
⑤	境内地（建物）を主たる目的以外に使用する場合	境内地（境内建物）目的外使用承認申請書
⑥	不動産※1を取得した場合	財産取得届※3

※1. 土地・建物双方を指します。

※2. 境内建物に変更が生じた場合は、「建物共済票」を総務部福祉課宛に再提出してください。なお本堂を新築、増改築するときは、本堂新築助縁金給付の対象となります。（47頁を参照）

※3. 曹洞宗への事前登録が必要な場合は、登録証発行手数料を添えてご提出ください。
（届出のみの場合は手数料不要です）

【ご注意】

安易な事業への取り組み、財産処分、金銭の借入れなどは、法人の姿勢が問われる場合があります。特に墓地経営における、営利企業が宗教法人の名を借りて経営の実権を握る、いわゆる「名義貸し」などには十分ご注意ください。

財産処分等の申請は、添付いただく書類の点数が多く、複雑な事務手続きを要する場合があります。途中で頓挫しないためにも、財政部資源課までお気軽にご相談いただきますようお願いいたします。

財政部資源課 TEL：03-3454-5424

僧侶共済は相互扶助の精神により、住職、副住職の福祉の向上に寄与することを目的として設立された制度です。

【関係書類】

僧侶共済制度加入告知書兼同意書、指定受取人変更届
 団体給付金給付申請書、慰労給付金給付申請書
 僧侶共済証紛失届、特別弔慰金給付申請書、見舞金給付申請書
 僧侶共済掛金免除申請書、僧侶共済給付金送金指示書

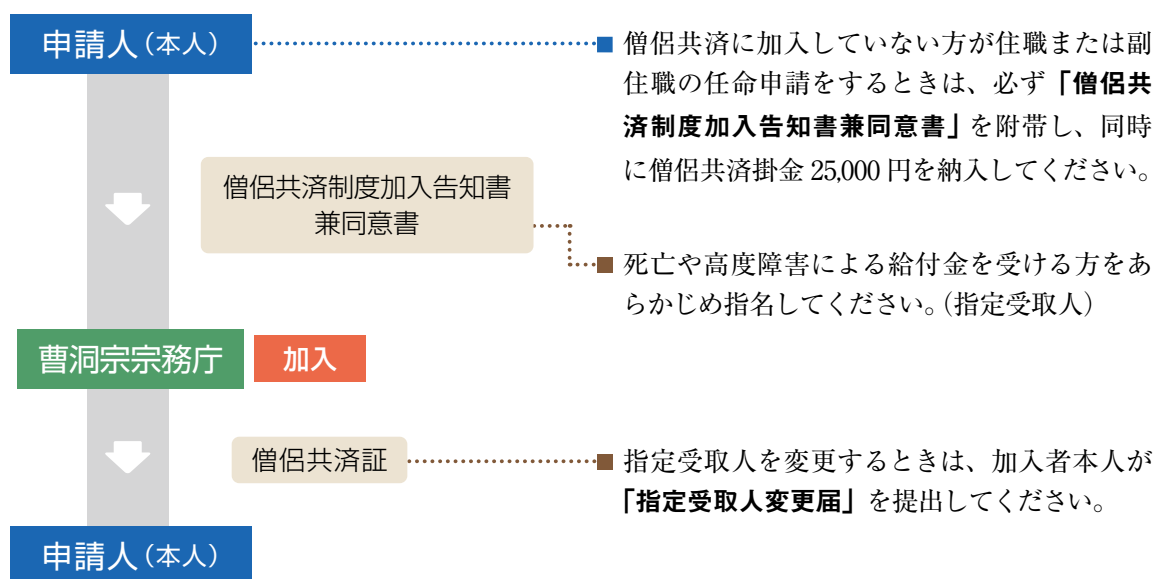
【加入対象】

⇒ 毎年4月1日現在、年齢が75歳6か月までの住職、副住職は必ず加入しなければなりません。

【掛 金】

年額 25,000 円（毎年宗費と共に納入していただきます）

【加入手続き】

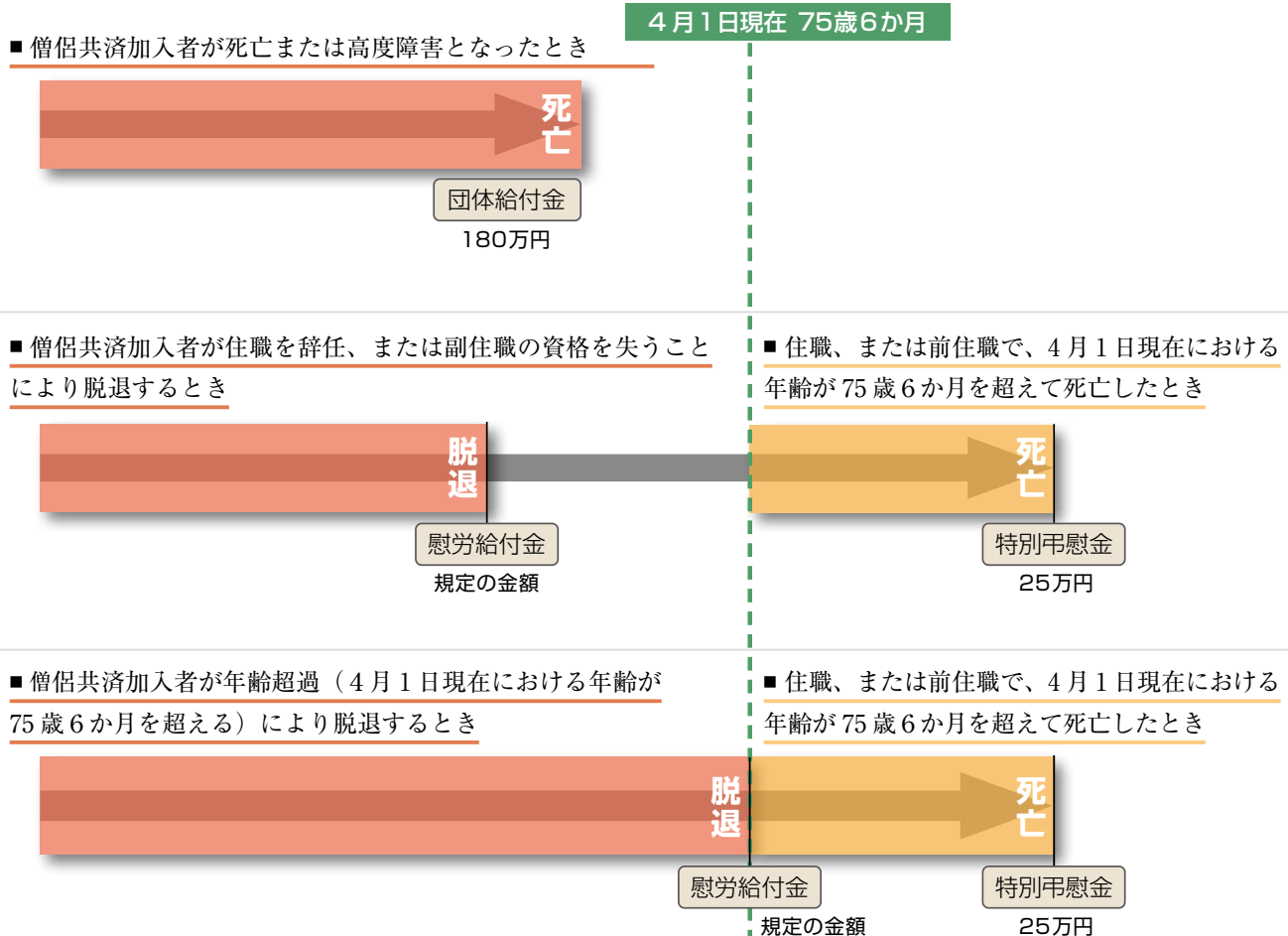


【加入資格の喪失】

- ・ 4月1日現在で年齢75歳6か月を超えたとき
- ・ 75歳6か月を迎える前に住職を退任、または副住職の資格を失ったとき
- ・ 任意加入者（住職を退任または副住職の資格を失っても本人の希望により加入を継続した方）が本制度から脱退したとき
- ・ 高度障害による給付を受けたとき

【給付金の種類】

- ① **団体給付金** ⇒ 加入者が年齢 75 歳 6 か月未満で死亡、または高度障害となったとき
- ② **慰労給付金** ⇒ 僧侶共済を脱退したとき（高度障害による給付を受けたときを除く）
- ③ **特別弔慰金** ⇒ 住職、前住職で4月1日現在における年齢が 75 歳 6 か月を超えて死亡したとき
- ④ **見舞金** ⇒ 住職であり、医療扶助を受け3か月以上の入院加療をしているとき



	申請書類	申請人	添付書類	給付金額
死亡時	団体給付金給付申請書	受取人(加入者があらかじめ指名した方、いないときは規定の順位による)※1	医師の死亡診断書（コピー可） 僧侶共済証（無ければ紛失届） 送金先指示書	団体給付金 180 万円
	特別弔慰金給付申請書		死亡の事実の証憑（住民票、 除籍抄本など）、送金先指示書	特別弔慰金 25 万円
生存中	慰労給付金給付申請書	加入者本人	僧侶共済証（無ければ紛失届） 送金先指示書、年齢超過の場合 生年月日が記載されている 公的証明書（コピー可）	僧侶共済規程の（別表 第15 条関係）に定められた金額
	高度障害、見舞金については直接総務部福祉課にお問い合わせください。			

※ 1. 受給申請資格者の順位（曹洞宗僧侶共済規程 第 17 条）

- (1) 加入者があらかじめ指名した方
- (2) 加入者の配偶者
- (3) 保険会社の約款に規定する順位による加入者の近親者
- (4) 加入者の所属する寺院の後継者
- (5) 加入者の僧籍所在の寺院

僧侶年金は、住職として永年勤続した僧侶に対して給付されます。

【受給資格】⇒ 下記の条件を全て満たしている方に限ります。

- ① 住職勤続年数 40 年以上であること
- ② 年齢 75 歳以上の住職または前住職であること

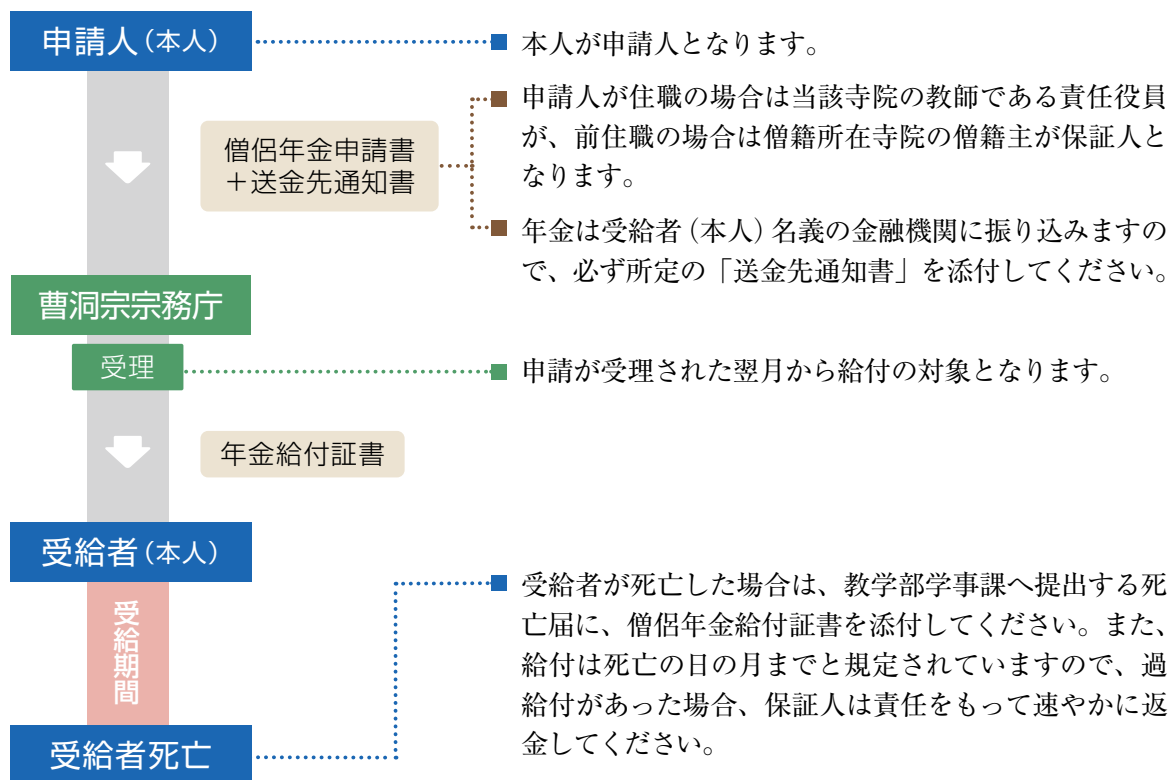
【給付金額】

月額 5,000 円 ⇒ 年 2 回、上半期分（4 月～9 月）を 9 月に、下半期分（10 月～3 月）を 3 月に直接本人に給付します。

【申請書類】

僧侶年金申請書、僧侶年金送金先通知書

【申請について】



曹洞宗積立年金制度

僧侶および、寺族登録された方がたに向けた積立年金制度があります。加入は任意で、掛金 1 口あたり 1,000 円を月々 2 口以上支払うことにより、将来、年金や一時金が受け取れます。詳細については、総務部福祉課までお問い合わせください。

災害（風害、水害、地震、火災など）により被災された寺院には災害見舞金の交付を、また檀信徒に対しては見舞品を贈ることができます。

【申請書類】

災害見舞金申請書、災害見舞状及び見舞品申請書

【申請について】

災害見舞金

- ・災害が発生したらすぐに境内の被害状況を調査し、被災されたときは現場の写真を撮ってください。
- ・「災害見舞金申請書」に被害の写真（被害箇所の全景および近景）、新聞の切抜き、復旧するための工事見積書などの添付書類を添えて提出してください。

災害見舞金の金額（建物共済1口あたり）

※被害総額を超えて交付することはできません。

災害の種類	対象建物	被害程度	見舞金（上限）
風災害 （雪、雹も含む）	本堂、庫裡、重要な法要 儀式を行う建物	全 損	150 万円
		半 損、一部損	50 万円
	上記以外の建物		10 万円
水災害	本堂、庫裡、重要な法要 儀式を行う建物	全 損	150 万円
		半 損、床上浸水	50 万円
		地盤より45cm以上の床下浸水	20 万円
	上記以外の建物		10 万円
地震災害	本堂、庫裡、重要な法要 儀式を行う建物	全損、半損	30 万円
		一部損	3 万円
	上記以外の建物	全損、半損	5 万円
		一部損	1 万円
火災や雷等	境内建物		30 万円 ^{※1,2}
全ての災害	土木構造物（参道、石段、石垣、土堀など）		50 万円 ^{※1,3}

- ※1. 口数に関係なく被災の程度に応じて交付されます。
 ※2. 火災の場合は建物共済金もあわせて給付されます。
 ※3. 詳細については、総務部福祉課までお問い合わせください。

災害見舞品

檀信徒が被災した場合、「災害見舞状及び見舞品申請書」の提出により見舞状と見舞品を送付いたします。ただし、緊急の場合、あるいは広域にわたる災害の場合には、電話連絡等によっても対応いたします。

災害援護拠金

「災害援護拠金（基本拠出金①＋付加拠出金②）」は、上記の災害見舞制度の充実、および被災者の援護を行うため、全寺院より毎年宗費とともに納付いただいています。

- ①全ての寺院に一律ご負担いただきます＝2,500 円
 ②建物共済加入口数に応じてご負担いただきます＝700 円×口数

寺院は相互扶助の精神にのっとり、伽藍を護持することを目的とした建物共済制度に加入しています。建物共済は境内建物が火災により被った損害に対して共済金を給付する制度です。

【関係書類】

建物共済票、建物共済金給付申請書

【建物共済について】

- ・全ての寺院(海外寺院を除く)は建物共済に加入する義務があります。
- ・加入は境内建物の合計建築面積に応じ、最大3口までとなります。
- ・共済費は1口につき 75,000 円です。
- ・いま一度、お手元の建物共済証をご確認ください。共済証の交付以降に、境内建物に変更が生じた場合は必ず「建物共済票」を再提出してください。また、建築面積の異同により口数が増加した場合、共済費、災害援護拠金（45 頁参照）の差額が発生しますので、同時に納入してください。火災のときに共済金が給付されないことがあります。

建築面積	口数
165.29㎡ (50 坪) 未満	1 口
165.29㎡ (50 坪) 以上 330.58㎡ (100 坪) 未満	2 口
330.58㎡ (100 坪) 以上	3 口

建物共済票(裏面)の記入例

曹洞 寺院 建物 平面図

建 築 面 積	本 堂	264 ㎡	建 築 面 積	口 数	1 口
	庫 裡	217.8 ㎡			2 口
	その他 禅堂・開山堂 位牌堂 納骨堂等 その他	開山堂: 66 ㎡ 山門: 16.5 ㎡ 鐘樓堂: 13.2 ㎡ 物置: 19.8 ㎡			3 口
		計 597.3 ㎡			

上記の通り相違ないことを確認します

平成 年 月 日

県 第 教区長

上記の申請がありましたので取調べました処、事実と相違ないので進達します

平成 年 月 日

県 第 宗務所長

【申請について】

建物共済票に記載された建物が火災に遭ったときは、「建物共済金給付申請書」を提出してください。

- ・損害状況等はできるだけ詳しく記入ください。
- ・申請書には、罹災(災害)証明書および建物共済証を添付してください。
- ・共済金の給付を受けた寺院は、建物共済制度に再加入しなければならないため、改めて建物共済票を提出してください。全ての境内建物を焼失した場合は、建物共済票(裏面の平面図)に

「無建築物」と記載し、共済票を提出してください。なお、残存する建物がある場合は、その建築面積に応じた口数の共済費納入が必要となります。

共済金の金額(1口あたり)

対象建物	被災程度	共済金(上限)
本堂、庫裡、重要な法要儀式を行う建物	全焼	750万円
	半焼	450万円
	部分焼	250万円
	消防または避難に必要な処置により使用困難な程度の損害	150万円
上記以外の建物	全焼	80万円
	半焼	50万円
	部分焼	30万円
	消防または避難に必要な処置により使用困難な程度の損害	30万円

※その他、境内建物の種類、被災状況により給付額が異なります。詳細は総務部福祉課までお問い合わせください。

—— 本堂新築助縁金 ——

寺院が本堂を新築、増改築するための資金の勧募活動の一助とするため、申請により勧募台帳を送り、本堂新築助縁金を給付します。「**境内建物新築承認申請書**」とともに「**本堂新築(増改築)助縁金給付申請書**」を総務部福祉課に提出してください。

大規模災害に備えて

いつ起こってもおかしくないと言われる直下型地震や、近い将来発生が予想されている東海・東南海・南海地震など、災害を避けることはできません。日頃より檀信徒の皆様や地域の皆様と防災について話し合うなど、大規模災害に備えて減災に努めましょう。

『曹洞宗宗憲』において「宗門の教化は、全宗門人が行わなければならない」とあるとおり、布教教化活動は宗門にかかわる全ての人々にとってもっとも重要な事項です。

布教の種類

本宗が行う布教は、本部・地方・国際・その他の布教の4種類です。

本部布教

親化 管長もしくは貫首の発意または寺院の特請によって、管長もしくは貫首が行います。

特命布教 布教教化活動の拡充振興を図るため、内局が必要と認める地において行います。
そのために各管区内に教化センターをおきます。

特派布教 教化部長が指示した地に曹洞宗特派布教師を派遣して行います。

その他 **特派伝道** 教化部長が寺院・宗務所等の要請に応じ、特派講師を随時派遣して行います。

地方布教

宗務所布教 宗務所が主催する布教教化事業並びに宗務所長が**宗務所布教師**及び**教化指導員**を当該宗務所管内の各寺院等に派遣して行います。

特別布教 会社、工場その他各種の団体等の要請により、**特別布教師**が随時行います。

布教師検定会・補任・等級

宗務庁において布教師検定会を、管区において布教師特設検定会を開催しています。受検希望の方は開催30日前までに申請ください。検定会で合格と認められた方は「布教師等級補任申請書」を申請することで布教師として補任されます。

受検できる検定会

令命2等、令命1等布教師 布教師検定会または布教師特設検定会
稟命2等、稟命1等布教師 布教師検定会

布教師養成所

布教師を養成することを目的とし、布教の理論を修学させ、その技術を習熟させるため、宗務庁主催で開設しています。ただし、入所には、宗務所長の推薦が必要となります。

布教講習会

教師の養成及び現職の布教師の布教習熟のため、教化センター主催で随時開設しています。現職の布教師は、当該管区内の布教講習を受講してください。

詳しくは  **曹洞宗布教教化規程**
曹洞宗国際布教規程

 **教化部**

宗門は、「人権・平和・環境」を教化の基本テーマとして、毎年度、布教教化に関する告諭を公布し、布教教化方針を定め、教化施策を遂行しています。

その他の布教

教化組織

寺院は、布教教化の実をあげるため、特に檀信徒の対機に応じて、次に該当する組織を設けなければいけません。

対象	組織
一般	参禅会、読経会、日曜礼拝会など
成人	青年会、婦人会、老人会など
少年	禅の集い、子ども会、ボーイスカウト・ガールスカウトなど

参禅道場

長期にわたり参禅者を指導します。

その他

教化部長及び寺院は、時代の要請に応じ、文書、視聴覚その他各種の事業による布教教化を行います。

国際布教

曹洞宗の国際布教は120年以上の歴史があり、現在、世界各地では60以上の海外特別寺院が認可され、130名以上の国際布教師が活躍しています。詳しくご覧になりたい方は動画配信サイトYouTubeにて、「曹洞宗」の後に、「ハワイ」「北アメリカ」「南アメリカ」「ヨーロッパ」とそれぞれ入力し、検索してください。



曹洞宗 ○○○○

国際センター

海外における研修会の企画及び実施、翻訳業務、教化活動の研究等の布教事業の推進、並びに国際布教総監部との業務連携を行っています。
(アメリカ合衆国サンフランシスコ市)

国際布教総監部

海外における本宗が行う宗務処理のため、全世界4か所に設置しています。
(アメリカ合衆国ホノルル市、アメリカ合衆国ロサンゼルス市)
(ブラジル共和国サンパウロ市、フランス共和国パリ市)

国際布教師任命

海外における本宗の布教教化に従事する方を任命します。2等教師以上を有し、任命を希望する方は、事前に教化部長と面接し、その後に「国際布教師任命申請書」を提出いただきます。詳しくは教化部国際課までお問い合わせください。

外国人参禅者受け入れ可能寺院

外国人を対象とした参禅会等の情報について、「曹洞禅ナビ(寺院検索)」や、多言語対応の「SOTOZEN-NET」への掲載を希望する場合は、教化部国際課までお問い合わせください。

海外宗教事情視察員

海外の宗教事情を調査するため、申請により本宗の僧侶、寺族を委嘱します。

教化活動

【宗務庁が主体となっている活動】

・曹洞宗青少年書道展

幼児から高校生までの青少年を対象としています。詳しくは『曹洞宗報』や「曹洞禅ネット」の「曹洞宗青少年書道展」をご覧ください。

・禅教室／写経会／オンライン坐禅会

一般の方を対象に行っています。詳しくは「曹洞禅ネット」をご覧ください。

・折りの集い

自死（自殺）者遺族、または知人を自死で亡くした方を対象とした供養の法要を行っています。

【教化センター】

全国9か所にある教化センターは、布教教化方針に基づき、管区における本部布教の推進、教化に関する研究及び資料の収集を目的として活動しています。

教化センター一覧

教化センター	住 所	TEL	FAX
		ホームページ	
関東管区教化センター	〒330-0802 さいたま市大宮区宮町 3-6 東光寺内	048-648-5751	048-648-6120
		https://www.soto-kanto.net	
東海管区教化センター	〒461-0002 名古屋市東区代官町41-32 大本山永平寺名古屋別院内	052-325-3203	052-325-3205
		http://soto-tokai.net/	
近畿管区教化センター	〒652-0805 神戸市兵庫区羽坂通 2-1 八王寺内	078-579-8480	078-579-8481
		https://www.soto-kinki.net	
中国管区教化センター	〒683-0802 米子市東福原 1-1-22 ウエストビル 402号室	0859-31-5161	0859-31-5163
		http://kyouka-chugoku.com	
四国管区教化センター	〒792-0835 新居浜市山根町 5-67 瑞応寺内	0897-41-4177	0897-41-7886
		http://shikoku-kanku.main.jp	
九州管区教化センター	〒812-0041 福岡市博多区吉塚 3-8-52 明光寺内	092-611-2166	092-612-3648
		https://soto-q.net/	
北信越管区教化センター	〒381-0043 長野市吉田 3-12-3 永祥寺内	026-244-7901	026-244-7877
		https://soto-hse.jp	
東北管区教化センター	〒981-3117 仙台市泉区市名坂橋町 169-4 宮城県宗務所内	022-218-1381	022-218-1382
		http://soto-tohoku.net	
北海道管区教化センター	〒064-0807 札幌市中央区南 7 条西 4 丁目 1 玉宝禅寺祖院内	011-512-4510	011-531-2040
		https://www.soto-hokkai.net	

【寺院が主体となっている活動】

・参禅道場

長期にわたり参禅者を指導するときは、「参禅道場開設認可申請書」と「参禅道場主監任命申請書」を提出してください。参禅道場の認可を受けることができ、看板等の備品が交付されます。

・禅の集い・早起き子ども会

禅の集い・早起き子ども会を開催するときは「禅の集い・早起き子ども会開催申請書」を提出してください。ポスターおよび資料を交付します。

・授戒会

授戒会を開催しようとするときは、「授戒会（法脈会・因脈会）修行届」を提出してください。戒会用の資料等を送付します。また、戒会修了後、「戒会修了報告書」の提出により、補助金を交付します。



参禅道場認可の看板

曹洞宗青年会

曹洞宗寺院に在籍する青年 40 歳以下（原則として）の僧侶の会。「全国曹洞宗青年会」と各都道府県に青年会が組織されています。
『曹洞宗報』内、「全国曹洞宗青年会 SOUSEI」にて毎月活動報告を掲載しています。

曹洞宗婦人会

曹洞宗寺院の寺族及び檀信徒で構成されている会です。
『曹洞宗報』内、「曹洞宗婦人会だより ～ミニ・きゃら～」にて毎月活動報告を掲載しています。

【教化資料】

教化活動のための資料を作成しています。教化資料は「曹洞禅ネット」寺院専用サイトの「教化資料」、『曹洞宗報』等でご案内しています。

- A. 教化資料…ご希望の方は、教化部企画研修課宛に「教化資料交付申請」を直接送付または FAX（03-3454-5449）で送信してください。「曹洞禅ネット」寺院専用サイトの「教化資料」申請フォームからも申請できます。資料は無料ですが、送料はご負担いただきます。（着払いにて発送）
- B. 視聴覚資料…16 ミリ映画フィルム・ビデオ・DVD・紙芝居の貸出を行っています。ご希望の方は、教化部企画研修課宛に「借用申請書」を直接送付してください。貸出料は無料ですが、発送・返送料は利用者負担となります。貸出期間は原則として3日間（発送・返送の日を除く）ですが、宗務所・教区等での長期利用は教化部企画研修課にお問い合わせください。
- C. 点字図書…視覚障がい者への布教として、点字月刊誌『心の糧』を無料で配付しています。ご希望の方は、教化部布教課にお問い合わせください。

メディアを活用した教化活動

【インターネット】

曹洞宗公式サイト「曹洞禅ネット」

<https://www.sotozen-net.or.jp>

宗門のさまざまな情報を配信しています。



曹洞宗公式サイト「曹洞禅ナビ」

<https://sotozen-navi.com/>

曹洞宗寺院の基本情報を掲載しています。



多言語対応「SOTOZEN-NET」

<https://www.sotozen.com/eng/>

英語など9言語にて様々な情報を配信しています。



「坐禅のすすめ」サイト

<https://zazen.sotozen-net.or.jp>

坐禅に特化した情報を配信しています。



■ イベント（行事）告知について

「曹洞禅ネット」のトップページでは、寺院や宗務所、宗門関係団体が主催するイベント（行事）情報を掲載しています。掲載ご希望の方は、「寺院専用サイト」の「寺院イベント申請フォーム」よりお申込みください。

「曹洞禅ナビ」寺院ホームページ

申込みをいただくと、「曹洞禅ナビ」と連動した寺院ホームページを開設できます。寺院の沿革や行事案内など広く配信することができます。(宗務所や曹洞宗関係団体も開設可能)

・ 申込み方法

ポータルサイト「曹洞禅ナビ」利用申込書を人事部文書課広報係宛に直接送付してください。

費用については、ホームページを開設する初期費用や、ランニングコストはかかりません※。

※ インターネット回線開通費や通信費、パソコンやタブレットなどの購入費用について曹洞宗宗務庁が負担するものではありません。



【ソーシャルメディア (SNS)】

Facebook

/sotozen.official



Instagram

sotozen_mind



Facebook international

/InternationalDpt.SotoZenBuddhism



Instagram international

sotozen



曹洞宗ソーシャルメディア利用ガイドライン

曹洞宗では、情報発信にソーシャルメディアを積極的に活用していくため、ソーシャルメディア利用ガイドラインを策定しています。

本ガイドラインは、曹洞宗においてソーシャルメディアの運用を行う曹洞宗の寺院、僧侶及び寺族を対象に定めたものです。詳しくはこちらをご覧ください。→



【動画配信（曹洞宗公式 YouTube）】

・「曹洞宗」紹介編…曹洞宗の教義や供養、国内・海外にわたる活動を紹介しています。

・「大本山永平寺」紹介編／「大本山總持寺」紹介編…両大本山の紹介動画として、お寺の成り立ちや四季折々の山内の様子を紹介しています。

・管長告諭に基づく法話動画…特派布教師による法話動画を配信しています。

・法話動画…本宗の僧侶による法話動画を配信しています。

・オンライン坐禅会…『YouTube Live』にて配信をしています。アーカイブもご覧いただけます。



■曹洞宗公式 YouTube チャンネルにて、各管区教化センターや宗務所、青年会等のチャンネル登録やシェアをご希望の場合は、人事部文書課広報係にお問い合わせください。

【音源配信】

「心の電話（法話）」（「曹洞禅ネット」でも配信）

フリーダイヤル 0120-508-740（毎週入れ替え）

携帯電話の方 03-3454-5410

【スマートフォン向け曹洞宗公式アプリ】

Android版は Google Play ストアから、iOS版は App Store から（『曹洞宗経典』は iBooks）、それぞれ検索し、ダウンロード（インストール）して、ご利用ください。

a. 「曹洞宗経典」

曹洞宗の宗典「修証義」、日常よく使う「般若心経」「観音経」などが収められた無料アプリです。「開経偈」「三帰礼文」「四弘誓願文」「普回向」なども掲載しています。



「曹洞宗経典」

b. 「心のノート」（北信越管区教化センター監修）

感じた“気持ち”を手軽に記録できる日記アプリ。日記を綴ったあとは、曹洞宗の教えを説いた「心の道しるべ」を紹介しています。



「心のノート」

c. 「梅花流詠讃歌練習アプリ」

曹洞宗梅花流詠讃歌の練習に資するために開発したアプリです。57 頁を参照してください。

社会教化事業・業務

本宗の僧侶および寺族が、幼稚園、保育園、社会福祉施設、ボランティア組織等の事業を行おうとするときは「**社会教化事業開設届（登録申請書）**」を、教誨師の業務に就任したときは「**教誨師任命申請書**」を、篤志面接委員、保護司等の業務に就任したときは「**社会教化業務就任届**」を提出してください。上記の届出により下記の団体に入会することができます。

曹洞宗保育連合会

宗門僧侶や寺族が経営または関与し、宗務庁に登録された幼稚園および保育所等で構成されています。両大本山での保育施設職員を対象とした研修会や、施設園長等を対象とする研修会を開催しています。

曹洞宗教誨師連合会

教誨師あるいは、篤志面接委員として活動している本宗の教師で構成されています。毎年1回、研修会を開催しています。教誨師は曹洞宗布教師と称することができます。

曹洞宗保護司連合会

保護司として活動している本宗の教師並びに寺族で構成されています。年1回の研修会や各宗務所支部への助成を行っています。

曹洞宗社会福祉連盟

宗門関連の様々な福祉機関並びに寺院・個人で構成されています。毎年、施設役職員を対象とした研修会と全国の加盟施設見学を目的とした研修会を開催しています。

曹洞宗スカウト協議会

スカウト活動に従事する宗門僧侶、寺族、徒弟、檀信徒で構成されています。年1回の研修会や、仏教各宗派で構成されている仏教スカウト連絡協議会の活動に参加しています。また、宗教章の授与申請に対する承認を行っています。

■ 曹洞宗に関するボランティア登録組織に対して、申請によりその活動を支援するため、助成金を交付することができます。

■ 社会教化事業および業務に顕著な功績があると認められたときは申請により賞典が交付されます。（叙勲者または国もしくは大臣からの褒賞者の賞典は、総務部庶務課に申請してください）



曹洞宗の詠讃歌の流名を「梅花流」といいます。昭和 27（1952）年の創立以来、宗門の布教教化の一翼を担ってきました。梅花流の詠讃歌を詠唱する組織を「梅花講」といい、梅花講に所属する僧侶・寺族・檀信徒を「講員」といいます。

現在、約 5,800 講が組織され、およそ 10 万人の講員が活動しています。

梅花流詠讃歌

梅花流は、詠讃歌をお唱えすることにより、正しい信仰に生き、仲良い生活をし、明るい世の中をつくることをお誓いに掲げています。曲の修得を通して曹洞宗の教えを学び、仏祖に親しみ、感謝と報恩のまごころを培いながら正しい信仰生活を導いていくのです。

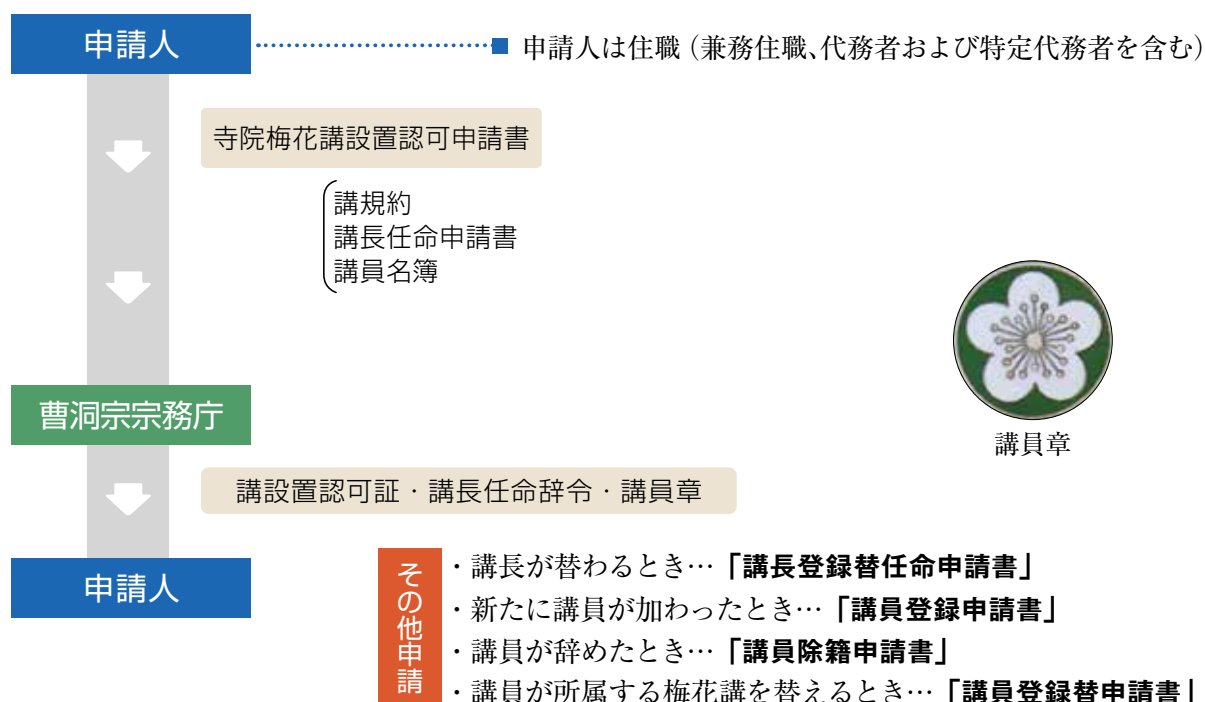
詠讃歌をお唱えするときは、教典や法具（鈴鉦）を使います。その歌詞と響きが仏の世界を創り出す、仏徳讃歎の音楽が梅花流詠讃歌です。お寺での法要はもちろん、慶弔の場面でも多くお唱えされています。より楽しく親しむために、法具を用いず、洋楽譜とピアノ伴奏などで歌うことも増えています。

お寺に通い、仏道を学んでいく梅花講の活動は、優れた教化手段です。僧侶と寺族は積極的に梅花流を学び、指導者として檀信徒の教化と宗風の宣揚に努めましょう。詠道をともに歩む仲間とところを合わせてお唱えすると、同行同修の喜びが生まれます。檀信徒の絆を深めることは、寺院の護持興隆へと繋がっていきます。



【梅花講設置の流れ】

新たに寺院梅花講を設置しようとするときや講員になろうとするとき、または梅花流については宗務所または伝道部詠道課にお問い合わせください。



講習会

講員の資質向上を図るため、宗務庁や宗務所が主催して講習会を行っています。また、特派師範を派遣する特派講習会などもあります。



検定会

梅花流における精進の成果を、詠唱、作法、所作、経歴および功績等を通して確認するため、受検教階に応じて宗務庁、宗務所、寺院で検定会を行っています。この検定会に合格し、**申請書**を提出すると、新たな教階に補任（補命）されます。

教階

師範…僧侶の教階で正伝師範、1～5級師範、師範補、助教があります。
詠範…寺族の教階で正流詠範、1～5級詠範、詠範補、補教があります。
教範…檀信徒の教階で正詠教範、1～3級教範、大教導などがあります。

梅花流全国奉詠大会

梅花流を内外に宣揚し、講員の資質向上を図るため梅花流全国奉詠大会を毎年1回、全国各地で開催しています。

【梅花資料】

梅花活動のための資料を作成しています。直接伝道部詠道課に「梅花資料交付申請書」を送付してください。資料は無料ですが、送料はご負担いただきます。（着払いにて発送）
 また、ポスター・リーフレットは「曹洞禅ネット」の「梅花流詠讃歌」からもダウンロードできます。



講員募集ポスター



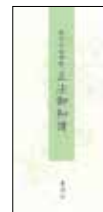
講員募集リーフレット



洋楽譜「聖号」



洋楽譜「三宝御和讃」



洋楽譜「正法御和讃」



洋楽譜「まごころに生きる」「澄みわたる空」



国際布教用冊子(英語版)

【映像教材】

梅花流の作法や詠唱を学習するための映像教材と、ピアノ伴奏で二部合唱の練習ができる映像教材を YouTube で配信しています。「曹洞禅ネット」の「梅花流詠讃歌」からも視聴することができます。



【梅花出版物】

曹洞宗ブックセンターにて、梅花流の教典や書籍を頒布しています。詳しくは 62 頁をご覧ください。



映像教材 梅花流詠讃歌「作法編」より

詳しくは  曹洞宗梅花講規程

 伝道部詠道課

宗門における基本的人権の擁護及び部落差別をはじめとする不当な差別的取り扱いの解消に向けた取り組みは、宗門僧侶や教団として犯してしまった社会的差別の自覚とその反省から始まりました。

曹洞宗全体の動きとして取り組みを始めたのは1979（昭和54）年9月に開催された第3回世界宗教者平和会議差別発言事件が契機です。この事件は全国紙で何度も取り上げられるような社会問題となりました。

また、現在までに宗門は多くの差別事象を引き起こしています。特に、1984（昭和59）年の広島県家系図差別事件、1992（平成4）年の栃木県宗務所管内寺院住職差別発言事件、1998（平成10）年の神奈川県寺院住職差別講演事件、1999（平成11）年の大本山總持寺伝道掲示板問題などは曹洞宗教団における根本的な課題が顕^{あら}わになった転換点といえるでしょう。

その課題は宗門における教学と信仰に関わるものであり、仏教徒として生きる我々の在り方そのものを問い返す重大な課題です。

1982（昭和57）年に人権擁護推進本部が設立されてからの宗門の取り組みを振り返ると、当事者の方々から問題提起された課題への応急的な対応が中心となっていたかのように思います。ここからさらなる取り組みを進めるには自発的な行動が必要です。

基本的人権の擁護には、不当な扱いに傷つく方々への応急手当のような対応と不当な扱いを生む偏見・差別を予防するための学習が重要だといわれております。宗門における人権教育啓発は予防を目的とした取り組みです。それは私たちが仏教徒であるという自覚を伴った上で、自発的で持続可能な行動を生み出す原動力にも成り得るのではないのでしょうか。

一仏両祖のみ教えは私たちを豊かにしてください。その豊かさを独占しないように、我々は学び、継承し、敷衍してきました。宗門の取り組みが社会の豊かさの一助となれるような行動を進めて参りましょう。

曹洞宗の取り組み

- ・「差別戒名」改正について
- ・過去帳の再点検および取り扱いについて
- ・「身元調査お断り」運動について
- ・「差別図書」の回収について
- ・ハンセン病問題への取り組み
- ・「狭山事件」への取り組み
- ・「エセ同和」を見抜き、差別を助長しない
- ・「ふくしま故郷^{ふるさと}再生プロジェクト」
- ・朝鮮半島出身の被徴用者等の無縁遺骨集約事業
- ・各種研修会学習会の開催、人権教育啓発のための資料作成

【人権教育啓発資料】

人権教育啓発のための資料を作成しています。資料は「曹洞禅ネット」寺院専用サイトの「人権」、『曹洞宗報』等でご案内しています。

ご希望の方は、人権擁護推進本部宛に「人権教育啓発研修会・学習会用資料送付申請書」を直接送付してください。資料は無料です。



こちらの資料は、「曹洞禅ネット」寺院専用サイトで e-book にてご覧いただけます。



【人権啓発映像】

基本的人権の擁護及び不当な差別的取り扱いの解消の第一歩は正しく学ぶことにあります。宗門では、部落差別問題をはじめとする様々な人権問題に対する意識を深めるために「人権教育啓発映像」を制作しています。

そして、より多くの僧侶、寺族の方がたに学習していただくため、教区ごとの人権学習会を実施しています。研修会・学習会等で「人権教育啓発映像」を活用する場合は、貸し出しも可能ですので、人権擁護推進本部までご連絡ください。

また、人権教育啓発映像は「曹洞禅ネット」寺院専用サイトの「人権」内にて視聴が可能です。



こちらに掲載している資料・映像は一部です。

詳しくは  人権擁護推進本部

『曹洞宗報』 毎月1回発行

『曹洞宗報』は、宗務庁と各寺院を結ぶ機関誌です。宗門の行政や役職、住職等の任免等を告示し、各部課、各地域で行われた行事の報告を掲載しています。また、特集記事では宗議会の速報や会議録、本宗の重大な法要儀式を紹介し、定期連載部分では、教学、教化、寺院運営面で参考になるような記事・資料を企画編集しています。

1部 275 円(実費・送料別)で頒布もしていますので、ご利用ください。

頒布課



曹洞宗報付録『てらスクール』 毎月1回発行

『てらスクール』は、宗門子弟および寺族の宗教的教養に資するという創刊当初の目的を念頭に、仏教や宗門の基礎知識を養うための記事を中心にした誌面づくりをしています。一仏両祖の教えをできるだけわかりやすく伝えたいという視点から、イラストを多く用いて、楽しく学べるよう、様々な工夫をこらしています。

保育所や幼稚園、禅のつどい、婦人会など檀信徒にもご利用いただける内容です。

1部 60 円(実費・送料別)で頒布もしていますので、ご利用ください。

頒布課



『禅の友』 毎月1回発行

『禅の友』は、仏教行事などを積極的に取り上げ、社会的なニーズをも視野に入れつつ、檀信徒教化の一助としてご活用いただけるよう企画編集しています。

1部 80 円(送料別) 部数割引有り。

定期購読も承ります。

定期購読中で住所、氏名、部数、購読中止などの変更がある場合は、発行月の2か月前までにご連絡ください。

ブックセンター



『禅の風』 毎年1回発行

曹洞禅とその文化を紹介するグラビア誌です。

ブックセンター



『曹洞宗宝暦』 毎年1回発行

『曹洞宗宝暦』は、1年間の暦の他に、月々のコラムや挿し絵、坐禅のすすめ、お仏壇のまつり方などを掲載しています。

『曹洞宗報』8月号に見本誌を同封いたします。100部以上より、各寺院の山号、寺院名、住所等を個別に印刷しますので、出版部宝暦係まで申し込みください。なお、前年度申し込みをいただいたご寺院さまには、前回の原稿を添えて「先行申込書」を送付していますのでご利用ください。

頒布課



刷り込み印刷をされない場合のご注文はブックセンターまで。

ブックセンター

経典印刷、および血脈印刷について

『在家勤行聖典』『洋本修証義』に各寺院の山号、寺院名、供養の戒名、施主家名および住所等を100部以上より印刷いたします。また、血脈につきましても、100部以上から法系印刷を承っております。いずれも、納期の目安は2か月程です。

頒布課

刷り込み印刷をされない場合のご注文はブックセンターまで。

ブックセンター



頒布課

TEL : 03-3454-5418

ブックセンター

TEL : 0120-498-971 FAX : 03-3768-3561 (業務時間の詳細は63頁参照)

刊行物の記事転載について

曹洞宗宗務庁出版物の掲載記事等を寺報、布教資料、特にインターネット等に転載または複写する場合は、あらかじめ、下記の点について十分にご留意ください。

- (1) 出版権者である曹洞宗宗務庁の許可を必ず得ること
- (2) 著作権者(著者または編者等)の許可を必ず得ること

なお、上記の許可は、それぞれ文書をもって願い出てください。

詳しくは → 出版部出版課
→ 出版部頒布課

一般印刷物

経典



三尊仏



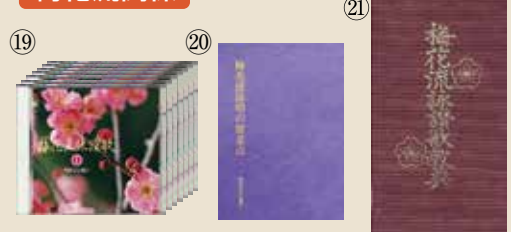
書籍



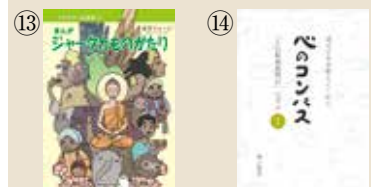
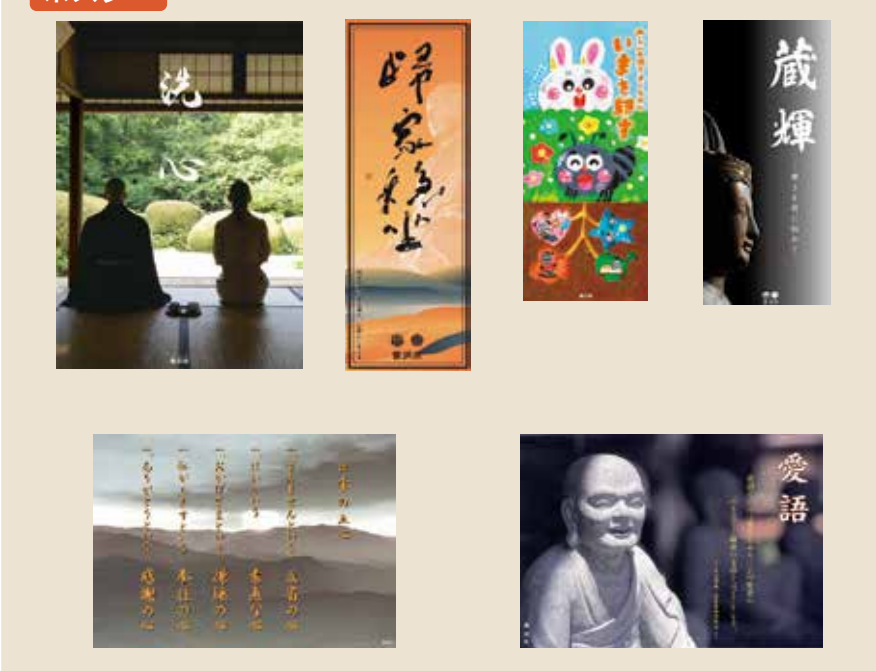
しおり類



梅花流関係



ポスター



- ① 曹洞宗日課諸経要集
- ② 曹洞宗回向要集
- ③ 曹洞宗檀信徒喪儀法
- ④ 折本經典「修証義」
- ⑤ 曹洞宗宗制
- ⑥ 曹洞宗寺院住所録
- ⑦ 從容録
- ⑧ 宗侶必携

- ⑨ 法話の教室
- ⑩ 寺族必携
- ⑪ まんが 道元さまものがたり (上・下・続巻)
- ⑫ まんが 瑩山さまものがたり (上・中・下巻)
- ⑬ たらスクール選書⑥
- ⑭ 道元さまが教えてくれた「心のコンパス 1」
- 『正法眼蔵随聞記』に学ぶ - ①

- ⑮ 曹洞宗回向文講義
- ⑯ 改訂版 遺教経に学ぶ
- ⑰ お彼岸のしおり
- ⑱ 梅花流詠讃歌CD全集
- ⑲ 梅花流詠唱の留意点
- ⑲ 梅花流詠讃歌教典

この他にも多数の出版物があります。詳しくは出版案内をご覧ください。

出版物の購入のながれ

① 出版物をさがす



『曹洞宗報』4・10月号同封の「出版案内」
「曹洞禅ネット」寺院専用サイトの「出版案内」



曹洞宗 出版物販売サイト
<https://shop.sotozen-net.or.jp>



曹洞宗宗務庁第二分館1階の店舗でも一部書籍の販売をしています。

② 注文する



電話またはFAXで「曹洞宗ブックセンター」にご注文ください。



FAXでのご注文の際には、宗務所、教区、寺院番号、ご寺院名、電話番号、注文品名、個数等を明記してください。

曹洞宗ブックセンター

業務時間 9時～17時

休務日 土・日・祝日、および年末年始・8月お盆

TEL 0120-498-971

FAX 03-3768-3561 (24時間受付)

注文品の発送は、受注日の翌日となりますが、やむを得ず遅れることもありますので、期日には余裕をもってください。

③ 品物を受け取る・代金を支払う



お品代とは別に、送料がかかります。お支払いは代金引換のため、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。

代金引換手数料は、

頒布物合計額+送料= **支払合計額**

例) 頒布物合計額 8,000 円の場合、送料 1,300 円のため、支払合計額は 9,300 円。

(金額は令和4年4月1日現在で、算出しています)

頒布物合計額	送 料
100 円まで	100 円
300 円まで	220 円
500 円まで	360 円
1,000 円まで	480 円
3,000 円まで	780 円
5,000 円まで	1,040 円
10,000 円まで	1,300 円
15,000 円まで	1,560 円
20,000 円まで	1,950 円
30,000 円未満	2,340 円
30,000 円以上	2,500 円
(送料には梱包手数料を含みます)	

詳しくは ➡ 出版部頒布課

曹洞宗総合研究センターは宗門のシンクタンクとして、現代及び未来の社会において本宗が直面する事象に係る諸課題を、総合的かつ機能的に調査研究を行い、その成果を公開するとともに、全宗門人の付託にこたえる人材の養成を行う教団付置の研究機関です。

【研究機関として】

総合研究センターでは、常任研究員を中心に本宗が直面する現代的な諸課題について調査・研究を行っています。内局からの要請に基づく研究のほか、令和2年度規程変更により設立された、未来創生研究部門、近現代教団研究部門において、調査、研究が進められています。これらの研究経過は、「曹洞宗総合研究センター報」（年1回発行）において随時報告され、最終的な研究成果は『曹洞宗報』をはじめとする書籍媒体・インターネット等によって広く宗門内外へと配信されています。

未来創生研究部門では、社会的な動勢や傾向を踏まえた上で、寺院の持続的な維持や進展に資する調査研究を進め、曹洞宗教団のよりよき未来に寄与することを主な使命としております。本部門では、社会的なまなごしをもち、曹洞宗教団が現代および未来に直面すると考えられるさまざまな課題について調査研究を進めてまいります。

近現代教団研究部門は、本宗の活力の向上及び持続的発展に寄与するため、教学に関する業務のうち、近現代における本宗の社会的動向に関する調査及び研究を行うことを目的として設置されている部門です。本部門では、通常の調査研究業務として、内部にいくつかの研究会を設け、定期的な研究例会を開いて、年度ごとに定める具体的な研究テーマに沿って、関連する史資料及び先行研究の検討を行うこととしています。

【人材養成機関として】

宗学研究部門・教化研修部門では、宗学研究や布教教化に関する学術および技能をもつ人材を養成しています。

宗学研究部門では、宗学に関する専門的知識及び研究技能を備えた人材の養成を行っています。そこで、道元禅師及び瑩山禅師を中心とする曹洞宗関連の事柄について、多角的な研究活動に取り組んでいます。具体的には「道元禅師の総合的研究」及び「瑩山禅師の総合的研究」と題し、担当講師による指導のもと、宗典や基本典籍の注釈的研究や引用経典・語録の研究を行っています。また、基礎的研究として、曹洞宗に関する文献や研究論文などを調査・整理した『曹洞宗関係文献目録』を作成しています。さらに、文献学的な研究活動に留まらず、曹洞宗史という観点から現地研修を行い、歴史的経緯や環境を体感し、文化的側面の知見を深める機会も設けています。そして、このような活動を通じて得られた研究成果をもとに、各学会や当センター学術大会において研究発表を行うほか、当部門発行の『宗学研究紀要』に論文を掲載することで、宗学に関する研鑽を深めています。



宗典にかかわる資料調査



演習形式による宗典研究

詳しくは ➡ 曹洞宗総合研究センター

教化研修部門では、3年間の研修カリキュラムにより、布教教化を実践的に学ぶことができます。講義では、曹洞宗、一仏両祖の教えを布教の観点から学び直し、檀信徒のみならず、一般社会にアプローチする理論や方法を身に付けます。また、高齢者福祉施設、高校、幼稚園など、幅広い実習の現場での活動を自主的に運営する中で、企画・実践の基礎を学びます。研修部終了後に進める研究部の2年間は、研修部において積み上げた経験をさらに深めるためのゼミ形式の講座と、布教モデルの開発と実施、研究を行います。



駒澤大学高等学校での実習



高齢者福祉施設で法話実演



演劇による子どもたちへの伝道



講義風景

【研究成果発表の場として】

研究活動・実践活動などの発表の場として、毎年1回の学術大会を開催しています。センターが運営する各プロジェクトの中間報告をはじめ、宗学・教化学や関連他領域の学術的研究発表、寺院や地域社会における実践活動の報告など、センター関係者のみならず、宗門内外より多くの発表者による幅広い内容の発表と、活発な意見交換が行われています。

特に研究プロジェクトの中間報告における参加者との質疑応答は、後のセンターの研究活動にフィードバックされ、現場に即した研究の取り組みへと生かされます。これら研究発表の詳細は、『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』として刊行されています。(年1回)

学術大会はどなたでも発表・聴講することができます。大会日程・発表者募集につきましては、曹洞宗報ならびに曹洞禅ネットにてお知らせいたします。詳細はセンターまでお問い合わせください。



学術大会

—これまでの出版物紹介—

研究成果及び主催する学術大会の報告として、出版物を発行しております。主な刊行物は、曹洞宗総合研究センター公式ホームページにおいて、e-bookでご覧いただけます。

<https://soken.sotozen-net.or.jp/>



本紙に掲載されているものは、頁を表示しています。

総務部関係		担当部署	頁
曹洞宗寺院規程			
寺格の昇降等をするとき	寺格昇等認可申請書・寺格降等認可申請書	庶務課	－
寺院を設立するとき	新寺設立承認申請書	庶務課	－
寺院規則を変更するとき	寺院規則変更承認申請書	庶務課	－
寺院を合併または解散するとき	寺院合併承認申請書・寺院解散承認申請書	庶務課	－
寺族代表を登録・除籍するとき	寺族代表登録事項変更届	庶務課	29
責任役員、干与者の任期が満了(変更)したとき	責任役員任期満了・変更委嘱申請書	庶務課	36
檀徒名簿、信徒名簿に異動があったとき	檀信徒異動(登録)届 檀信徒異動(削除・離檀・離信)届	庶務課	－
曹洞宗寺院住職任免規程			
懲戒で住職(兼務住職)の資格を失ったものが復権するとき	住職(兼務住職)復権申請書	庶務課	－
住職を選定し、住職の任命を受けるとき	住職任命申請書	庶務課	32
後任候補者(副住職)が住職の死亡によって後任の住職に就任するとき	後任候補(副住職)による住職任命申請書	庶務課	32
後任の住職を選定できず、兼務住職を置くとき	兼務住職任命申請書	庶務課	32
住職、兼務住職が3か月以上職務を行えず代務者を置くとき	住職代務者任命申請書	庶務課	34
特定代務者を置くとき	特定代務者任命申請書	庶務課	29
あらかじめ特定代務者を登録するとき	特定代務者登録申請書	庶務課	29
住職の後任候補者を登録するとき	後任候補者登録申請書	庶務課	35
副住職の任命を受けるとき	副住職任命申請書	庶務課	35
曹洞宗褒賞規程			
僧侶に対する褒賞を受けるとき	僧侶賞典交付申請書	庶務課	－
住職として40年以上在籍した僧侶に対する褒賞を受けるとき	住職勤続表彰申請書	庶務課	－
寺族に対する褒賞を受けるとき	寺族賞典交付申請書	庶務課	－
檀信徒に対する褒賞を受けるとき	檀信徒賞典交付申請書	庶務課	－
曹洞宗僧侶共済規程			
僧侶共済掛金の免除を受けるとき	僧侶共済掛金免除申請書	福祉課	42
僧侶共済に加入するとき	僧侶共済制度加入告知書兼同意書	福祉課	42
脱退により慰労給付金を受け取るとき	慰労給付金給付申請書	福祉課	43
僧侶共済証を紛失したとき	僧侶共済証紛失届	福祉課	42
死亡、高度障害により給付金を受け取るとき	団体給付金給付申請書	福祉課	43
死亡により特別弔慰金を受け取るとき	特別弔慰金給付申請書	福祉課	43
見舞金を受け取るとき	見舞金給付申請書	福祉課	42
指定受取人を変更するとき	指定受取人変更届	福祉課	42
曹洞宗僧侶年金規程			
僧侶年金を受け取るとき	僧侶年金申請書	福祉課	44
曹洞宗寺族年金規程			
寺族年金を受け取るとき	寺族年金申請書	福祉課	30
曹洞宗積立年金制度規程			
積立年金制度に加入するとき	担当課に直接お問い合わせください	福祉課	44

本紙に掲載されているものは、頁を表示しています。

総務部関係		担当部署	頁
曹洞宗寺院建物共済規程			
建物共済票にある境内建物に変更があったとき	寺院建物共済票	福祉課	46
境内建物が火災に遭ったとき	建物共済金給付申請書	福祉課	46
曹洞宗災害援護規程			
災害により寺院が被災したとき	災害見舞金申請書	福祉課	45
災害により檀信徒が被災したとき	災害見舞状及び見舞品申請書	福祉課	45
曹洞宗災害復興対策資金貸付規程			
災害復興のための、借入を受けるとき	災害復興対策資金貸付申請書	福祉課	－
曹洞宗寺院本堂新築助縁金規程			
本堂新築、増改築の資金の勸募活動を行うとき	本堂新築助縁金給付申請書	福祉課	47
曹洞宗寺院後継者相談所規程			
寺院の後継者を求めているとき 寺院の後継者になりたいとき	寺院後継者相談所を開設しています 担当課に直接お問い合わせください	福祉課	34
教学部関係			
曹洞宗僧侶教師分限規程			
得度をしたとき	僧籍登録証交付申請書	学事課	10
得度を受けたものが改名しようとするとき	改名添書交付申請書	学事課	10
改名、改姓したとき	改名（姓）届	学事課	10
結制安居を修行するとき	結制安居修行認可申請書、任首座認可申請書	学事課	11・14・15
格地寺院が再会の結制を修行するとき	格地結制修行届（再会）	学事課	15
結制安居中やむをえず禁足を解くとき	制中禁足解除願	学事課	15
結制安居を修了したとき	解制届	学事課	15
格地寺院の住職候補者が結制安居の期日がないとき、副住職候補者がその住職である法階を有していないとき	准建法幢許状交付申請書	学事課	14
伝法を行うとき	伝法用品交付申請書	学事課	12
伝法を了じたとき	伝法登録証交付申請書	学事課	12
師僧が危篤の場合の伝法	師資面授伝法登録証交付申請書	学事課	12
転衣の許可を受けるとき	転衣推挙状	学事課	13
師僧が死亡等でいないときの転衣	転衣志願書	学事課	－
病気、その他やむを得ない理由で瑞世拝登できないとき	瑞世請状遙授願(提出先は当該大本山です)	学事課	－
瑞世を了じたとき	瑞世登録証交付申請書	学事課	13
法階追贈を受けるとき	法階追贈申請書	学事課	17
師僧替えをするとき	師僧替申請書	学事課	16
僧籍を移動するとき	僧籍移動申請書	学事課	16
僧籍を除籍するとき	僧籍除籍申請書	学事課	16
僧籍を除籍したものが復帰するとき	僧籍復帰申請書	学事課	16
僧侶が死亡したとき	死亡届	学事課	17
教師の僧階の補任を受けるとき	教師補任申請書	学事課	18
教師検定を受けるとき	教師試験検定願	指導課	21
教師の昇等補任を受けるとき	特別経歴審査申請書または経歴審査申請書 教師昇等補任申請書	学事課	19・20

本紙に掲載されているものは、頁を表示しています。

教学部関係		担当部署	頁
曹洞宗教育規程			
僧堂に安居するとき	各僧堂に直接お問い合わせください		71
現職研修会を受けるとき	各宗務所に直接お問い合わせください		20
徒弟研修会を受けるとき	各宗務所に直接お問い合わせください		－
尼僧研修会を受けるとき	各尼僧団に直接お問い合わせください		－
曹洞宗研究員になりたいとき	研究員選定申請書	指導課	－
師家養成所に入所するには	担当課に直接お問い合わせください	学事課	－
曹洞宗服制規程			
年齢 80 歳以上の大和尚が緋恩衣の被着の特許を受けるとき	80 歳緋恩衣被着特許申請書	学事課	22
緋衣被着の許可を受けるとき	緋衣被着申請書	学事課	22
色衣被着の許可を受けるとき	色衣被着申請書	学事課	22
恩衣被着の特許を受けるとき	経歴審査申請書	学事課	22・23
曹洞宗総合研究センター規程			
総合研究センターについて	曹洞宗総合研究センターに直接お問い合わせください		64
曹洞宗寺族規程			
寺族登録をするとき	寺族安名親授式添書交付申請書	学事課	25
寺族登録された寺院を異動するとき	寺族登録替申請書	学事課	26
寺族登録した寺族が死亡したとき	寺族死亡届	学事課	26
寺族登録を取り消すとき	寺族除籍申請書	学事課	26
准教師の補任を受けるとき	准教師補任申請書	学事課	28
改名、改姓したとき	寺族改姓（名）届 「曹洞禅ネット」寺院専用サイトよりダウンロードできます	学事課	26
通信教育を受けるとき	寺族通信教育受講申請書	指導課	27
通信教育研修会を受けるとき	寺族通信教育研修会受講申請書	指導課	27
寺族代表になるとき	寺族代表登録事項変更届	庶務課	29
寺族研修会を受けるとき	各宗務所に直接お問い合わせください	指導課	－
曹洞宗育英会規程			
曹洞宗育英金奨学金の貸付を受けるとき	担当課に直接お問い合わせください	指導課	21
曹洞宗修証義公布百周年記念育英会規程			
曹洞宗修証義公布百周年記念育英会奨学金の給付を受けるとき	担当課に直接お問い合わせください	指導課	21
その他			
曹洞宗奨学金を受けるとき	各学校に直接お問い合わせください		21
財政部関係			
曹洞宗財務規程			
宗費に関すること	担当課に直接お問い合わせください	経理課	39
級階に関すること	担当課に直接お問い合わせください	資源課	－
災害等により賦課金の減免等を受けるとき	宗費減免（分納・延納）申請書	資源課	－
教師賦課金の免除、減免を受けるとき	教師賦課金減免申請書	資源課	－
寺院の合併、解散を目的として兼務住職、代務者の任命を申請するときの義財についての特例	義財延納申請書	経理課	－
不動産または財産目録に掲げる宝物を処分するとき	財産処分承認申請書	資源課	40

本紙に掲載されているものは、頁を表示しています。

財政部関係		担当部署	頁
金融機関から借入れ等をするとき	財産担保(保証)借財承認申請書	資源課	40
財産処分登記等が完了したとき	財産処分登記(財産担保借財登記、保証借財)完了届	資源課	—
借入れの償還が終了したとき	財産担保(保証)借財償還済届	資源課	—
境内建物の新築、改築、増築、移築、除却等をするとき	境内建物新築(改築、増築、移築、除却、模様替、改修)境内地整備承認申請書	資源課	40
工事が完了し、決算が終了したとき	境内建物新築(改築、増築、移築、除却、模様替、改修)境内地整備工事完了届	資源課	—
境内地の用途を変更するとき	地目変更承認申請書(届)	資源課	40
境内地(境内建物)を目的外で使用するとき	境内地(境内建物)目的外使用承認申請書	資源課	40
寺院財産を取得したとき	財産取得届	資源課	—
境内地の区域を変更するとき	境内地区域変更(模様替)承認申請書	資源課	—
曹洞宗の重要文化財に指定しようとするとき	重要文化財登録申請書	資源課	—
教化部関係			
曹洞宗布教教化規程			
告諭、布教教化方針について	『曹洞宗報』で告示します。「曹洞禅ネット」寺院専用サイトにも掲載しています	企画研修課	—
親化について	担当課に直接お問い合わせください	布教課	—
特派布教について	担当課に直接お問い合わせください	布教課	—
檀信徒研修会に参加するとき	各宗務所に直接お問い合わせください		—
特別布教の要請を受けたとき	特別布教師任命申請書	布教課	—
授戒会を修行するとき	授戒会(法脈会・因脈会)修行届	布教課	51
授戒会において管長・貫首を特請するとき	管長(貫首)特請認可申請書	布教課	—
寺院で教化組織を設けたとき	教化団体結成届	企画研修課	—
禅の集い、子ども会等を行うとき	禅の集い・早起き子ども会開催申請書	企画研修課	51
禅の集い、子ども会等を実施したとき	禅の集い・早起き子ども会実施報告書	企画研修課	—
参禅道場の認可を受けるとき	参禅道場開設認可申請書	企画研修課	51
認可参禅道場の主管に任命されるとき	参禅道場主管任命申請書	企画研修課	—
教化資料が必要なとき	教化資料交付申請	企画研修課	51
フィルムライブラリーのビデオやDVDを借りるとき	借用申請書	企画研修課	51
布教講習会を受講するとき	各教化センターにお問い合わせください		48
布教師等級の補任を受けるとき	布教師等級補任申請書	布教課	48
布教師検定会を受検するとき	布教師検定申請書	布教課	—
曹洞宗社会教化規程			
幼稚園や保育所、老人福祉施設等の社会教化事業を設立または関与したとき	社会教化事業開設届(登録申請書)	布教課	55
社会事業施設等を閉鎖したとき	社会事業施設閉鎖(休園)届	布教課	—
保護司、篤志面接委員等の社会教化業務に就任したとき	社会教化業務就任届	布教課	55
社会教化業務を退任したとき	社会教化業務退任届	布教課	—
教誨師に就任したとき	教誨師任命申請書	布教課	55
教誨師がその業務に従事したとき	社会教化従事報告書	布教課	—

本紙に掲載されているものは、頁を表示しています。

教化部関係		担当部署	頁
布教師養成所を受講するには	宗務所長の推薦が必要です	布教課	48
曹洞宗国際布教規程			
国際布教師の任命を受けるとき	国際布教師任命申請書	国際課	49
海外宗教事情視察員になるとき	海外宗教事情視察員委嘱申請書	国際課	49
伝道部関係			
曹洞宗梅花講規程			
寺院梅花講を設置するとき	寺院梅花講設置認可申請書、講長任命申請書、講員名簿	詠道課	56
講長が死亡、辞任で欠けたとき (講長の任命を受けようとするとき)	講長登録替任命申請書	詠道課	56
講員が入講したとき	講員登録申請書	詠道課	56
講員が退講したとき	講員除籍申請書	詠道課	56
講員が他の梅花講に移講するとき	講員登録替申請書	詠道課	56
梅花流研修員になるには	宗務所長の推薦が必要です	詠道課	—
宗務庁主催講習会を受けるとき	『曹洞宗報』4月号で通知します	詠道課	—
特派講習会、宗務所講習会を受けるとき	各宗務所、教区に直接お問い合わせください		—
師範養成所に入所するには	宗務所長の推薦が必要です	詠道課	—
宗務庁検定会を受検するとき	『曹洞宗報』4月号で通知します 教階検定申請書(宗務庁検定会)	詠道課	—
宗務所検定会、寺院検定会を受検するとき	各宗務所等に直接お問い合わせください		—
教階の補任、補命を受けるとき	教階補任申請書、教階補命申請書	詠道課	57
教階認定を受けるとき	教階認定申請書	詠道課	—
教階の追贈を受けるとき	教階追贈申請書	詠道課	—
梅花流全国奉詠大会に参加するには	『曹洞宗報』で通知します。 各宗務所へ申し込んでください。	詠道課	—
梅花流地方奉詠大会に参加するには	各宗務所に直接お問い合わせください	詠道課	—
梅花資料が必要なとき	梅花資料交付申請書	詠道課	57
出版部関係			
宗務庁の出版物を購入するとき	曹洞宗ブックセンター、または頒布課へお問い合わせください。		63
人権擁護推進本部関係			
人権教育啓発に関すること	人権擁護推進本部にお問い合わせください		58
人権教育啓発資料が必要なとき	人権啓発研修会・学習会用資料送付申請書		59
人事部関係			
寺院専用サイトを閲覧したい	「曹洞禅ネット」寺院専用サイトよりご登録ください	広報係	6
寺院検索「曹洞禅ナビ」を利用したい	ポータルサイト「曹洞禅ナビ」利用申込書を直接人事部まで申請してください	広報係	53
檀信徒会館事業本部関係			
東京グランドホテルの利用について	東京グランドホテルにお問い合わせください。		72

令和5年4月現在

	組織名	郵便番号	住所	TEL
僧堂	大本山永平寺 特別僧堂・本山僧堂	910-1294	福井県吉田郡永平寺町志比 5-15	0776-63-3102
	大本山總持寺 特別僧堂・本山僧堂	230-8686	神奈川県横浜市鶴見区鶴見 2-1-1	045-581-6021
	大本山永平寺別院長谷寺専門僧堂	106-0031	東京都港区西麻布 2-21-34	03-3400-5232
	大本山總持寺祖院専門僧堂	927-2156	石川県輪島市門前町門前 1-18 甲	0768-42-0005
	最乗寺専門僧堂	250-0127	神奈川県南足柄市大雄町 1157	0465-74-3121
	可睡斎専門僧堂	437-0061	静岡県袋井市久能 2915-1	0538-42-2121
	日泰寺専門僧堂	464-0057	愛知県名古屋千種区法王町 1-1	052-751-0214
	愛知専門尼僧堂 特別尼僧堂	464-0045	愛知県名古屋千種区城山町 1-80	052-751-2671
	智源寺専門僧堂	626-0027	京都府宮津市京街道 769	0772-22-2604
	洞松寺専門僧堂	714-1212	岡山県小田郡矢掛町横谷 3796	0866-82-0087
	瑞應寺専門僧堂	792-0835	愛媛県新居浜市山根町 8-1	0897-41-6563
	安国寺専門僧堂	810-0001	福岡県福岡市中央区天神 3-14-4	092-741-2770
	皓台寺専門僧堂	850-0872	長崎県長崎市寺町 1	095-823-7211
	御誕生寺専門僧堂	915-0043	福井県越前市庄田町 32-1-1	0778-43-6081
	富山専門尼僧堂	930-1312	富山県富山市上滝 104	076-483-1217
	正法寺専門僧堂	023-0101	岩手県奥州市水沢区黒石町字正法寺 129	0197-26-4041
	善寶寺専門僧堂	997-1117	山形県鶴岡市下川字関根 100	0235-33-3303
	中央寺専門僧堂	064-0806	北海道札幌市中央区南六条西 2-1	011-512-7321
	定光寺専門僧堂	085-0842	北海道釧路市米町 3-2-3	0154-41-4318
教師養成機関・教化機関	駒澤大学・大学院	154-8525	東京都世田谷区駒沢 1-23-1	03-3418-9111
	駒澤大学高等学校	158-8577	東京都世田谷区上用賀 1-17-12	03-3700-6131
	駒澤大学附属苫小牧高等学校	053-8541	北海道苫小牧市美園町 1-9-3	0144-32-6291
	愛知学院大学・大学院・短期大学部 歯科技工専門学校	464-8650	愛知県名古屋千種区楠元町 1-100	052-751-2561
	愛知中学校・高等学校	464-8520	愛知県名古屋千種区光が丘 2-11-41	052-721-1521
	東北福祉大学・大学院	981-8522	宮城県仙台市青葉区国見 1-8-1	022-233-3111
	福聚幼稚園	981-0943	宮城県仙台市青葉区国見 4-5-1	022-234-7754
	世田谷学園中学校・高等学校	154-0005	東京都世田谷区三宿 1-16-31	03-3411-8661
	総持学園鶴見大学・大学院・短期大学部	230-8501	神奈川県横浜市鶴見区鶴見 2-1-3	045-581-1001
	鶴見大学附属中学校・高等学校	230-0063	神奈川県横浜市鶴見区鶴見 2-2-1	045-581-6325
	鶴見大学短期大学部附属三松幼稚園	230-0063	神奈川県横浜市鶴見区鶴見 2-1-3	045-573-8819
宗門関連学校	駒澤学園 駒沢女子大学・大学院・女子 短期大学	206-8511	東京都稲城市坂浜 238	042-331-1911
	駒沢学園女子中学校・高等学校			
	駒沢女子短期大学付属こまざわ幼稚園	206-0803	東京都稲城市向陽台 3-3	042-378-6966
	豊川閣妙厳寺豊川学園 豊川高等学校	442-0029	愛知県豊川市末広通 1-37	0533-86-4121

曹洞宗宗務庁電話番号一覧

ご用件は、直接各担当部課までご連絡ください。

曹洞宗宗務庁（代表）		TEL:03-3454-5411 FAX:03-3454-5423
総務部	庶務課	TEL:03-3454-5412
	福祉課	TEL:03-3454-5421
教学部	学事課	TEL:03-3454-5413
	指導課	TEL:03-3454-5422
		FAX:03-3454-6704
財政部	経理課	TEL:03-3454-5414
	資源課	TEL:03-3454-5424
教化部	企画研修課	TEL:03-3454-5415
	布教課	TEL:03-3454-5560
	国際課	TEL:03-3454-5493
		FAX:03-3454-5449
伝道部	詠道課	TEL:03-3454-5416
出版部	出版課	TEL:03-3454-5417
	頒布課	TEL:03-3454-5418
		FAX:03-3454-0337
人事部	秘書課	TEL:03-3454-5419
	文書課	TEL:03-3454-3545
	広報係	TEL:03-3454-2560
人権擁護推進本部		TEL:03-3454-3546 FAX:03-3454-7699
宗議会事務局		TEL:03-3454-5845
総合研究センター		TEL:03-3454-7170 FAX:03-3454-7171

「心の電話」テレフォン法話

電話番号：03-3454-5410
フリーダイヤル：0120-508-740
毎週入れ替え

毎週電話で法話をお届けしています。
曹洞宗公式「曹洞禅ネット」でも配信しています。

寺族の相談窓口

03-3454-2620
宗務庁執務日の
9時30分～16時30分

寺族の方のお悩み、疑問点など受け付けています。

曹洞宗寺院後継者相談所

03-3454-5421
宗務庁執務日

後継者を求めているご寺院、後継者として入寺を希望する方、伴侶を求めている方はご相談ください。

曹洞宗ブックセンター

フリーダイヤル：0120-498-971
FAX：03-3768-3561

業務時間 9時～17時
休務日 土・日・祝日および年末年始・8月お盆

「心がかよう、心のふれあい」をモットーに「やすらぎのとき」を提供いたします

曹洞宗檀信徒会館  東京グランドホテル

大小20室の和・洋宴会場や130畳の「和室・法要の間」、150名が一堂に集える「洋室・法要の間」もごございます。会議・パーティ・展示会・法要等にぜひご利用ください。

【ご宿泊】曹洞宗ご寺院・檀信徒の皆様には特別優待制度がございます。

東京グランドホテル

検索 

〒105-0014 東京都港区芝2丁目5番2号 TEL:03-3456-2222 / FAX:03-3454-1022